

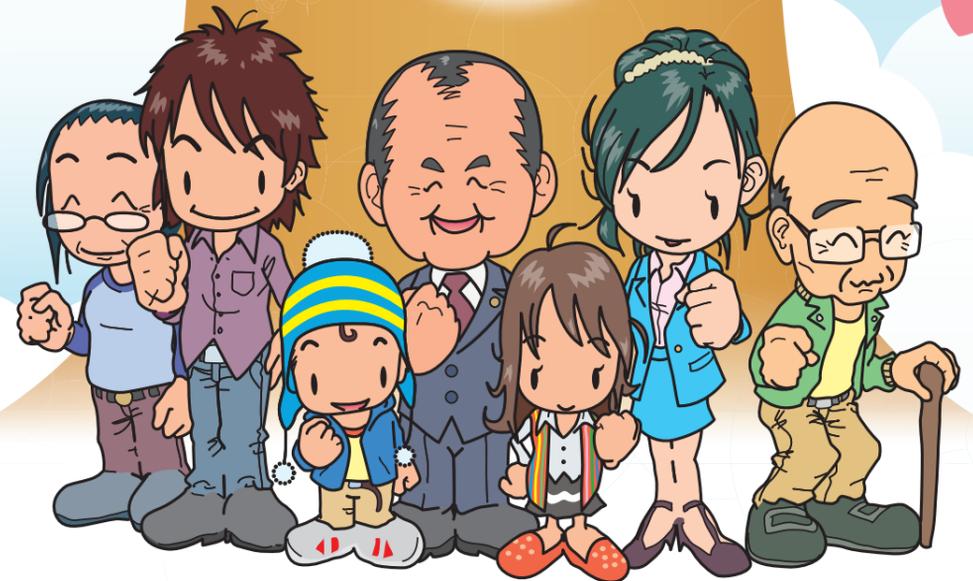
みんなで支える幸せプラン

第3次若狭町地域福祉活動計画

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

第3次若狭町地域福祉活動計画

みんなで支える 幸せプラン



声をかたちに
oice



ふれあいネットワーク
社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

〒919-1541 福井県三方上中郡若狭町市場18-18

TEL 0770-62-9005 FAX 0770-62-1725

URL <http://www.w-shakyo.or.jp> E-mail honbu@w-shakyo.or.jp

この冊子は、赤い羽根共同募金の助成により作成しました。

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

はじめに

若狭町社会福祉協議会は昨年設立 10 周年を経て今年度から新たな節目に向かって活動を展開しております。この 10 年間、当該年度の若狭町地域福祉活動計画に則り地域福祉の推進に向けて諸事業を実践し、一定の成果を得ることができました事は町行政をはじめ関係諸団体、町民各位のご支援とご協力の賜物であります。

しかし現在、少子化と高齢化が一体として進む一方で、生活様式や価値観の多様化に加えて権利意識の高揚等、多くの福祉・生活課題が残されているのが現実であります。

そこで、前期計画と実践結果を検証・評価し、ずれがないかを確認の上、適宜修正を加え、日々移り変わる世相や地域住民の思いと隔たりのない理念を掲げた『第 3 次若狭町地域福祉活動計画（5 か年）』を策定いたしました。

この計画の通称『みんなで支える幸せプラン』と基本理念『みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり』は第 1 次計画・第 2 次計画から継続しつつ、目指すべき方向を『若狭町の文化・歴史を感じながら、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、助け合いや支え合いの風土をまもり、幸せで安心した生活が送れる地域づくり』と定めています。

今後とも住民による住民のための地域福祉活動の推進に向けて、若狭町の関係計画と連携を図りながら、役職員一丸となって取り組んでまいります。

町民のみなさまのご理解とご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

会長 山崎 和男



目次

第 I 部 第 3 次若狭町地域福祉活動計画

はじめに

第 1 章 計画の概要

計画の名称	6
計画の趣旨	6
計画の位置づけ	7
計画の基本理念	8
計画の期間	8
4つの基本目標	9
計画の体系図	10

第 2 章 1 次および 2 次計画の概要と評価

1 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施	12
1 次計画の評価結果	12
1 次計画総合評価点	12
2 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施	13
2 次計画の評価結果	14
2 次計画の基本目標における成果と課題	15

第 3 章 3 次計画の推進

計画の推進と評価方法	18
------------	----

第 4 章 福祉をめぐる若狭町のすがた

福祉をめぐる若狭町のすがた	20
---------------	----

第 5 章 実施計画

計画についての解説	24
各取り組みの内容	25
(1) 住民同士の伝達手段の仕組みづくり	25
(2) 広報活動の充実	26
(3) 身近な支え合い体制づくり	27
(4) 地元で子育てできる環境づくり	28
(5) 地域で集える場づくり	29
(6) 人と人との出会いの支援	30
(7) ボランティア活動の活性化	31
(8) 障がい者就労支援ネットワークの強化	32
(9) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり	33
(10) 伝統行事の継承	34
(11) 障がい者についての理解	35
(12) 充実した送迎体制づくり	36
(13) 食を通じた支え合い	37
(14) 地域における医療・介護・保健の充実	38
(15) 生活困難者への支援体制づくり	39
(16) 高齢者の生きがいづくり	40
(17) 小地域活動の活性化	41
(18) 災害に備えた環境づくり	42

目次

第Ⅱ部 若狭町社会福祉協議会がめざすもの(発展強化計画)

若狭町社協の使命	44
若狭町社協がめざすもの(組織理念)	45
若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと(スローガン)	45
目指すべき5年間の方向性	46
若狭町社協の体制	47
法人本部運営事業	48
地域福祉事業	49
通所介護(デイサービス)	52
居宅介護支援(ケアマネジャー)	52
訪問介護(ホームヘルプサービス)	53
訪問看護	53
小規模多機能型居宅介護	54
特別養護老人ホーム・高齢者ショートステイ	54
グループホーム	55
障がい者デイサービス	55
障がい者ケアホーム	56
障がい者相談支援センター	56
コミュニティカフェ	57
食事サービス	57

資料編

1. 第3次若狭町地域福祉活動計画策定経過	60
2. 各種様式(評価アンケート・福祉懇談会シート・中学生アンケート)	63
3. 統計でみる若狭町のいま(統計データ)	66
4. 第3次若狭町地域福祉活動計画 策定委員名簿	72
5. 第3次若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	73
6. 第3次若狭町地域福祉活動計画プロジェクト委員会名簿	74

第Ⅰ部 第3次若狭町地域福祉活動計画

第1章

計画の概要

- 計画の名称
- 計画の趣旨
- 計画の位置づけ
- 計画の基本理念
- 計画の期間
- 4つの基本目標
- 計画の体系図

第 1 章 計画の概要

■ 計画の名称

この計画の名称を「若狭町地域福祉活動計画」とします。また、通称を「みんなで支える幸せプラン」とします。

■ 計画の趣旨

今日、私たちを取り巻く社会環境は多様化・複雑化し、日常生活においてさまざまな共通の困りごと、不安、問題がうまれています。少子高齢化の進展や人口減少社会の到来をはじめとして、社会構造が大きく変化し、家庭や地域社会の中で機能していたお互いが助け合う機会が減ったり、住民同士の付き合いが少なくなったりしています。さらにそれは、ひきこもり、周囲に悩みを相談できない子育て世帯の孤立、児童・高齢者虐待、孤独死*などの社会問題につながる要因のひとつとなっています。

そのような中で、福祉制度等の公的サービスのみでは対応できないさまざまな生活課題が地域の中には存在します。それらに住民自らが気づき、自分たちの問題としてともに考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支え合いのネットワークづくりとその住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークづくりの両者が求められています。この両者の連携のもとで、“誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”をつくっていく新たな支え合いの取り組みが必要となってきます。

また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、今以上にひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、「地域包括ケアシステム」といわれる住み慣れた地域で医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりが重要となってきます。

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関係なく、たとえ生活困難を抱えていたとしても、安心して生きがいをもちながら暮らすことができる地域を目指し、さまざまなサービスや住民主体の活動を組み合わせ、みんなで支え合い助け合う地域づくりを具体化することです。

地域福祉活動計画とは、みんなで支え合い助け合う地域づくりを具体化するために、社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民、当事者団体、ボランティア、NPO法人*等の住民参加のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行ない、その解決に向けた具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたものです。すなわち、5～10年後の地域福祉活動が維持、向上できるように、地域の課題を自分たちの課題として捉えて、さまざまな立場で、それぞれができることを取り組んでいくための行動計画です。

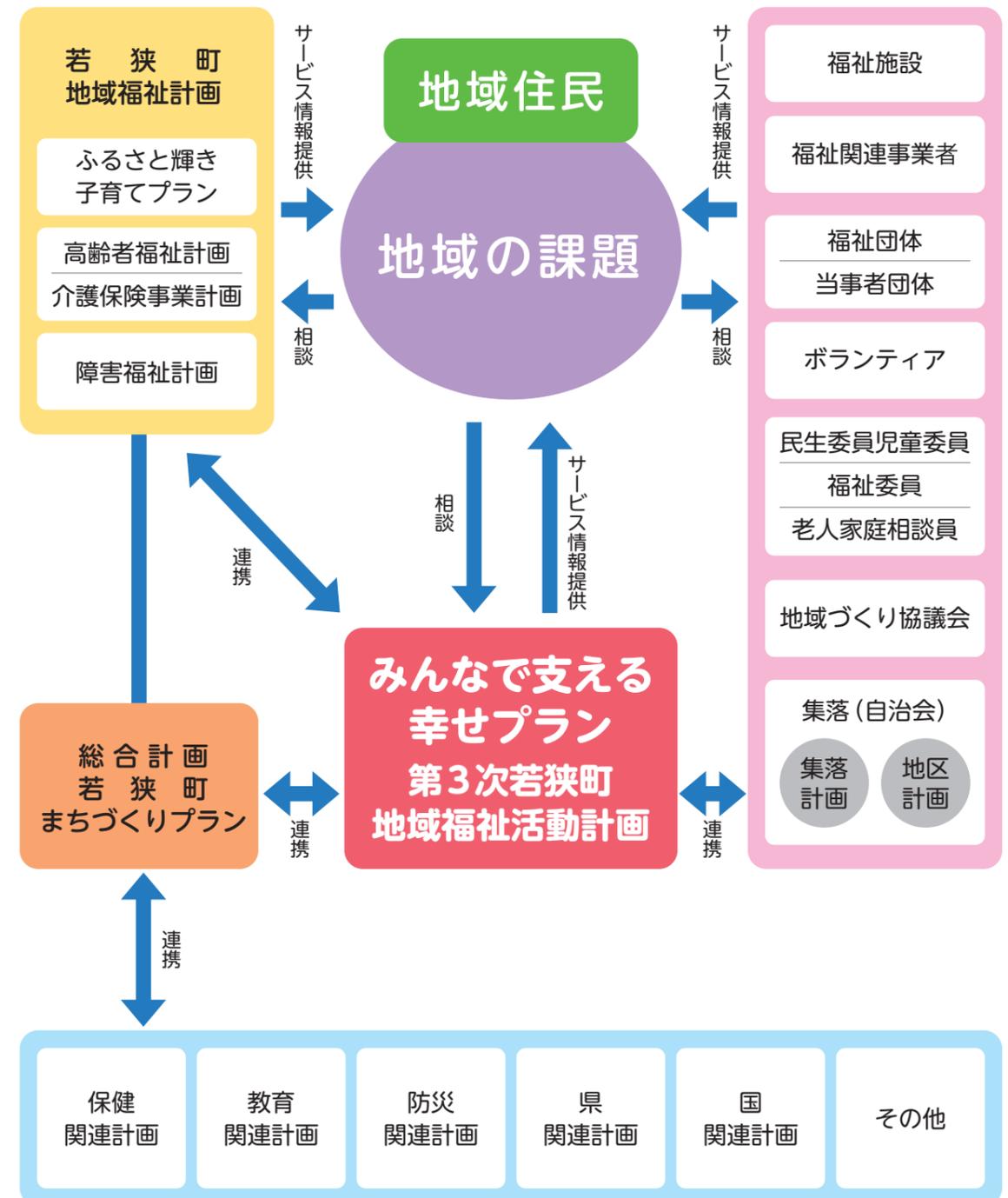
若狭町社会福祉協議会(以下「若狭町社協」)では、行政や各種福祉関係機関等と連携しながら、「住民による住民のための地域福祉活動」を実践するための指針として第3次若狭町地域福祉活動計画(以下「3次計画」)を策定します。

* 孤独死：地域社会との繋がりがなく孤立している状況で、誰にも気づかれずに亡くなること。孤立死ともいう。

* NPO法人：Non-profit Organization (ノンプロフィット オーガニゼーション)の略で、民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行なっている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

■ 計画の位置づけ

若狭町社協では、若狭町が平成28(2016)年3月に策定した「若狭町地域福祉計画」でかかげる“地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち わかさ”という基本理念とその内容との整合を図りながら、互いに補完・補強し合い複雑多様化する生活課題に地域全体で取り組み、誰もが安心して暮らしていけるよう、住民参加と支え合いによる福祉のまちづくりを目指します。



■ 計画の基本理念

みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり

この計画で目指すものは、“若狭町の文化・歴史を感じながら、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、助け合いや支え合いの風土をまもり、幸せで安心した生活を送れる地域づくり”です。

■ 計画の期間

この計画は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度の 5 か年とします。

また、町の「若狭町地域福祉計画」(平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度の 5 か年)と整合性を保つため一体的に推進していきます。

ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていくものです。

20年度～22年度	23年度～27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
→ 1次計画	→ 2次計画	→ 第3次地域福祉活動計画 (平成28年4月～平成33年3月)				

■ 4つの基本目標

若狭町社協では、『みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり』の推進に向け、以下の基本目標を設定し、地域福祉活動に取り組みます。

1. 知りたい情報を伝え合う

住民ひとりひとりが、最適な情報を欲しい時に得ることができる仕組みが必要です。しかし昔に比べ家族の絆や地域でのつながりが薄くなり、家族や住民同士の情報共有が難しくなっています。

家族や住民同士のつながりを大切にしたい、情報伝達手段の仕組みづくりを目指します。

2. 笑顔あふれる地域をつくる

誰もがいきいきとした生活を続けていくために、地域の子どもや大人と一緒に話し合い、お互い顔の見える関係を築き、それぞれの個性や持ち味を活かした支え合いと笑顔あふれる地域づくりを目指します。

3. みんなの思い、やさしさをつなぐ

住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者、障がいのある方、すべての世代がお互いに関わりを持つことで相手を理解・認識することができ、より良い生活につなげることが出来ます。

個人・世帯・集落・地域の未来のため、助け合い協力し合えるつながりを持ち続けることができる関係を目指します。

4. ひとりひとりの幸せを支える

幸せな生活を送るためには、みんなで支え合い、幸せを感じながら、住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりが必要です。

自分の地域の問題は自分たちで解決できるように小地域が活性化し、いつまでも自分らしく誰もが『わがまちで かがやく暮らし ささえます』の気持ちで、生活していける住民主体の体制づくりを目指します。

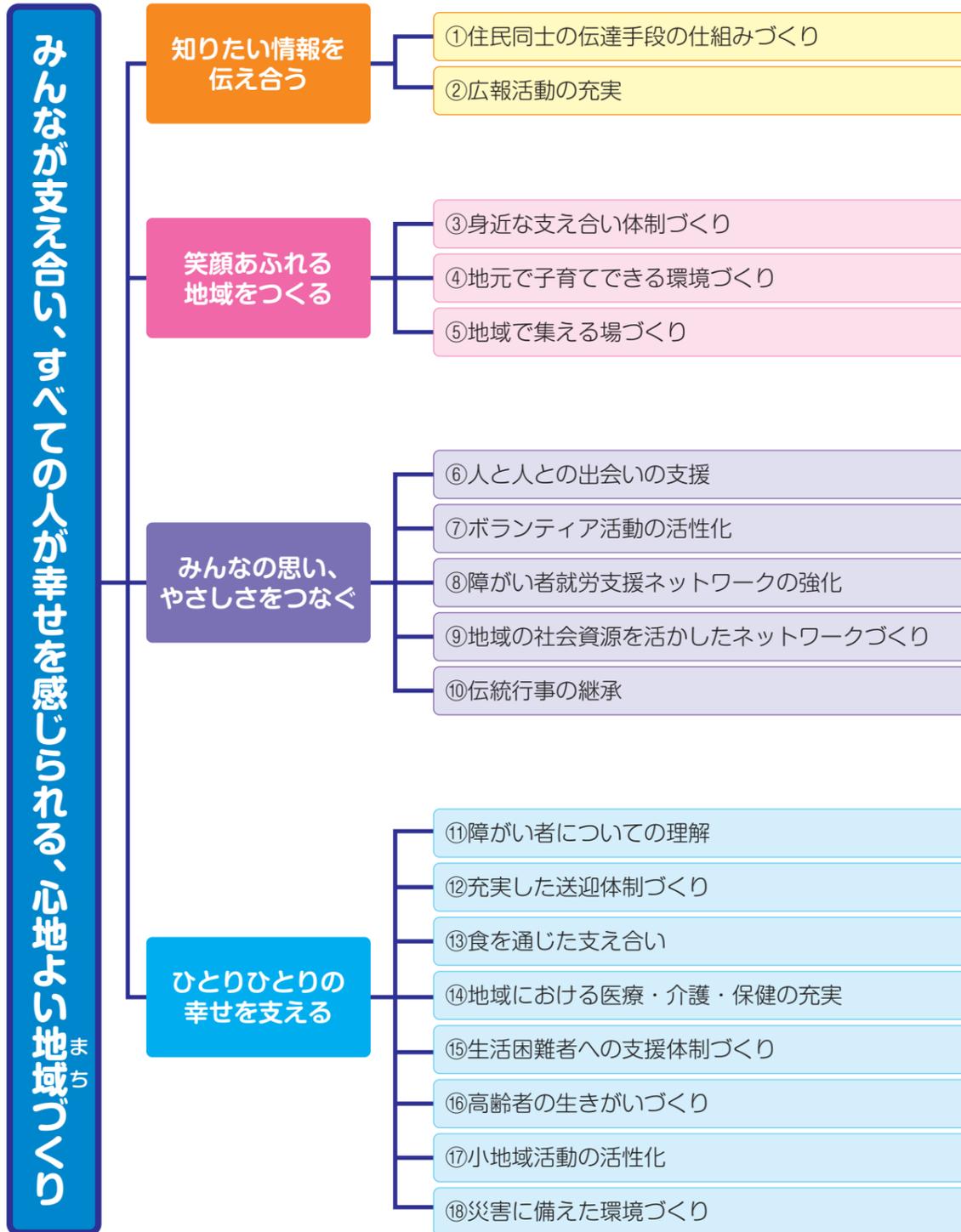
第 2 章

1 次および 2 次計画の概要と評価

- 1 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施
- 1 次計画の評価結果
- 1 次計画総合評価点
- 2 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施
- 2 次計画の評価結果
- 2 次計画の基本目標における成果と課題

計画の体系図

基本理念を実現するために、4つの基本目標のもと、それぞれの目標ごとに取り組み内容を定め、3次計画を推進していきます。



第 2 章 1 次および 2 次計画の概要と評価

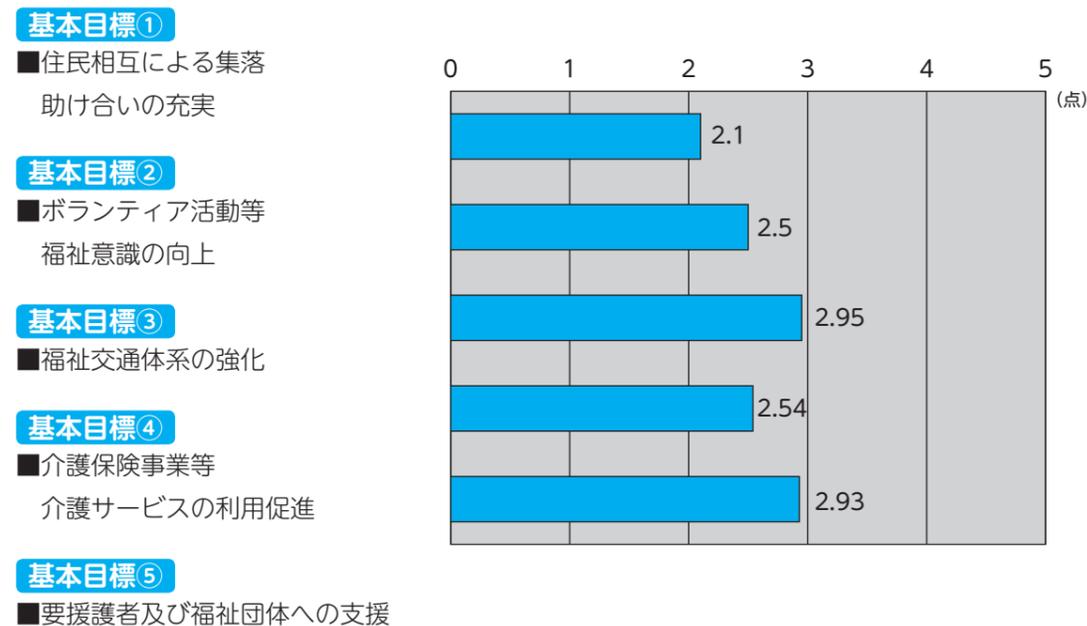
1 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施

若狭町社協では、平成 20 年度から平成 22 年度にわたり、“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり”を基本理念に、5 つの基本目標をたてて取り組みを実践しました。

1 次計画の最終年度にあたる平成 22 年度については、計画に掲げた取り組みの実施状況の点検・評価作業と基本目標の達成度について検討を行ないました。

これまでの達成状況について取り組みの総点検を行ない、見直し・改善が図られた結果、1 次計画の基本理念“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり”が 2 次計画にも継承されることになりました。

1 次計画の評価結果



1 次計画総合評価点 2.6

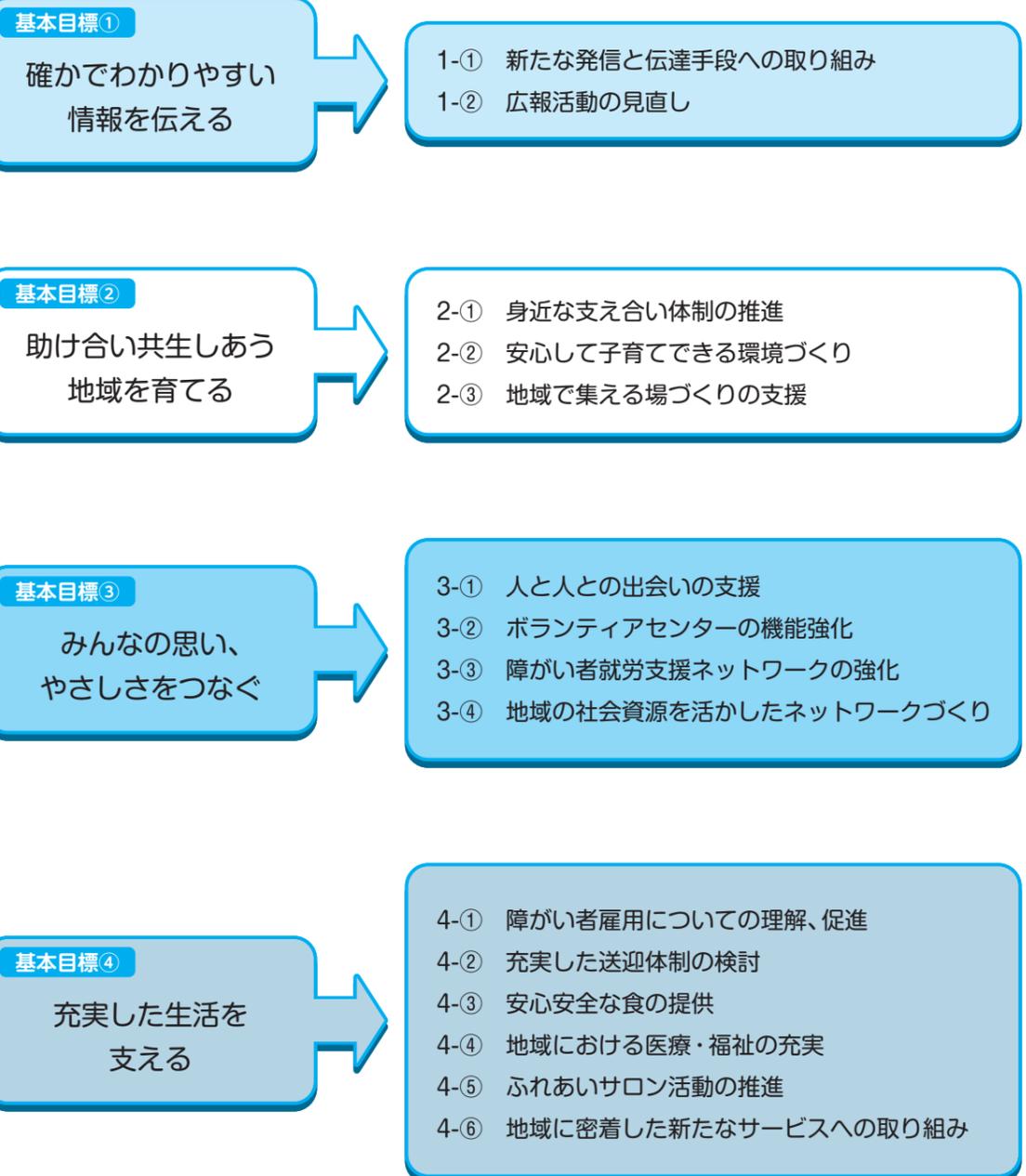
5 つの基本目標がそれぞれバランスよく 5 点に近づくことで、この計画の基本理念である“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり”に、より近づいていくこととなります。1 次計画では、全体的にどの基本目標もまだまだ達成度が低いという事を示した結果となりました。

2 次計画で取り組んできたこと、および評価の実施

1 次計画から引き継がれた基本理念のもと、平成 23 年度からの 2 次計画では 1 次計画の評価と課題・ニーズをふまえた 4 つの基本目標と具体的な取り組みを設定し、地域住民や行政・関係機関・団体等と協働で推進してきました。

2 次計画の最終年度にあたる平成 27 年度には、次年度からの 3 次計画を策定し推進していくために、計画で掲げていた取り組みが、基本目標に対しどのくらい推進（実感）できたのかを、聞き取り調査やアンケート調査により主体（担い手）ごとに点数化し評価をしました。

2 次計画の基本目標と 15 項目の取り組み内容



2 次計画の評価結果

(1) 評価方法

2 次計画の基本理念がどのくらい推進できたのかを評価するために、4 つの基本目標の達成度を点数化し以下のように評価しました。

①主体(担い手)ごとの評価

基本目標の評価をするにあたり、基本目標に掲げた取り組み内容(全 15 項目)の具体的な取り組みが推進できたかを 1 ～ 5 点で評価しました。評価方法は聞き取り調査やアンケート調査を主体それぞれに実施し、それを集計し平均化したものを取り組み内容の評価としました。評価基準については以下のとおりです。

【評価基準】

- ア. 計画どおりに達成している、あるいは大いに実感できている。…………… 5 点
- イ. 概ね計画通りに達成している、あるいは概ね実感できている。…………… 4 点
- ウ. 達成しつつあるが若干の見直しが必要、あるいはある程度実感できている。…………… 3 点
- エ. あまり達成できていない、あるいはあまり実感できていない。…………… 2 点
- オ. 達成できていない、あるいは実感できていない。…………… 1 点

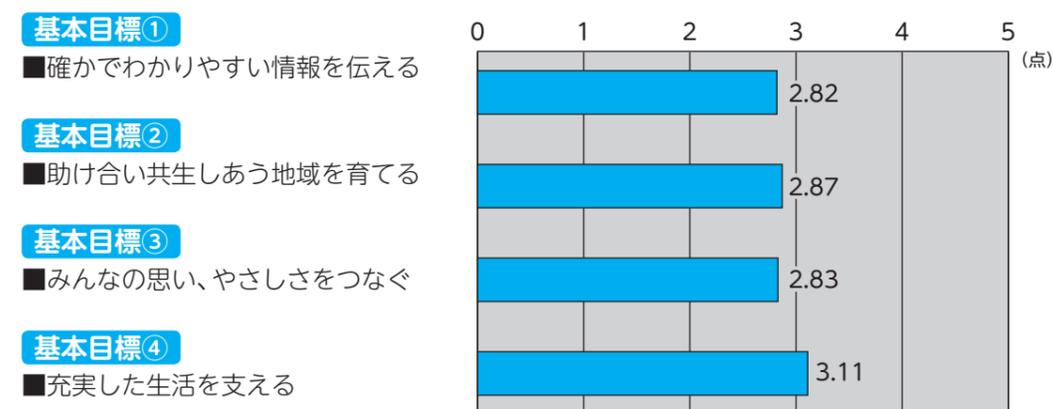
②基本目標の評価

基本目標ごとの取り組み内容で出した評価点を合計し、項目数で割ったものを基本目標の評価点として示すとともに、基本目標における成果・課題としてまとめました。

③2 次計画全体の評価

基本目標ごとの評価点から総合評価点を算出しました。

(2) 基本目標ごとの評価点



2 次計画の基本目標における成果と課題

基本目標① 確かでわかりやすい情報を伝える (2.82 点)

- 新たな情報発信方法(インターネットや SNS* など)が発達し、情報をより早くより幅広く容易に取得できるようになりました。
- 個人情報の保護が叫ばれ、さらにご近所づきあいが少ないなど、人間関係がだんだんと希薄になってきている中で、どのように住民同士が情報を共有できる関係を築いていくかが課題となっています。
- 高齢者や世帯状況の変化をふまえ、ひとりひとりのニーズに合った情報と支援を届ける必要があります。
- 表現方法をより分かりやすく、より見やすい工夫をした上で、個人情報保護にも十分に配慮をした発信や掲載が必要です。

基本目標② 助け合い共生しあう地域を育てる (2.87 点)

- 集落の中でシニア層と呼ばれる方が、見守り活動や運転ボランティアとして活動するなど、積極的に地域に関わっています。またその活動を参考にして、他の地域も同じような活動が始まるなど、住民主体の支え合い活動が広がってきています。
- 民生委員児童委員など専門的な役割の中では、見守り活動や訪問活動など成果が上がってきています。
- 町には自主的に世代間交流*をすすめている集落もありますが、日常的なご近所づきあいにはつながっていない状況です。
- 集落内には空き家が多くなってきており、引き続き空き家の利活用について住民同士で検討する必要があります。

基本目標③ みんなの思い、やさしさをつなぐ (2.83 点)

- 近年の自然災害等の増加により、非常時のボランティア活動の必要性や重要性が住民の中でも理解されてきていると感じます。
- 地元で安心安全に子育てできる環境や若者同士が会える場など、地域や企業、行政等が子育て支援や環境改善に取り組んでいます。今後も地元で就職、結婚、子育てができる環境整備が必要です。
- 障がいがある方の就労支援は、協議会(自立支援協議会)*や企業、就労支援事業所との連携を密にした取り組みも進んできました。今後も協力体制をさらに整えていく必要があるとともに、障がいのある方が働いている『環境』にも目を向けていきます。
- 平常時の身近なボランティア活動は、まだまだ定着したという実感はないように思います。今後も学校や関係機関との連携を継続し、ボランティア活動の宣伝と人材確保につとめていきます。
- 普段から自分の地域や集落に関心を持ち、住民との交流の機会を持つことにより、『困った時はお互いさま』という昔ながらの協力や支え合いができるような地域づくりをしていくことが重要です。
- 全国的な子ども・若者の減少傾向が、若狭町においても歯止めがかかっていません。さらに進学や就職でふるさとを離れ戻ってこない若者も多い中、若者同士が出会い交流する場や機会もまだまだ少ない現状です。

2 次計画総合評価点 2.9

今回の評価では、どの目標に対しても半分程度は実感できたという結果になり、1 次計画に比べ 2 次計画では基本理念に少し近づいたという評価になりました。しかし、ひとつひとつの成果・課題をみると、まだまだ課題や不安が多い状況です。

基本目標④ 充実した生活を支える (3.11点)

- 住民による支え合いや見守り体制が少しずつではありますが広がってきました。
- 集落のサロン活動は浸透し集まる場として充実してきています。今後も継続すべきとの声が多いです。
- 地域づくり協議会*をはじめ、地域の組織、行政、事業所、商業施設など身近にある社会資源*の充実と必要なサービスが利用できる支援体制づくりが必要です。
- 地域、医療、福祉、交通手段など、細かなニーズにはまだまだ応えられていないのが現状です。『本当に困っている人』にもサービスが行き届くよう、地域・医療・福祉が連携し地域包括ケアシステム*構築に向けての協力体制が必要です。
- 高齢化や後継者不足等によりサロン世話人や役職の負担が増加しています。

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のwebサイトおよびネットサービス。

※ 世代間交流：世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行なわれる活動。

※ 協議会（自立支援協議会）：地域の中核的な協議の場としての設置規定があり、様々な困難事例をそれぞれの事業所で抱え込むことなく、関係者が連携しながら広域的に支援できるもの。

※ 地域づくり協議会：集落自治の拠点として小学校区単位で設置され、住民同士の交流と地域の歴史や文化などの魅力を活かした活動を企画・実施している。

※ 社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働。利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの。

※ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に受けられることを目指して保険者である市町村が作り上げる地域の自主性や特性を生かした支援体制。

第 I 部 第 3 次若狭町地域福祉活動計画

第 3 章

3 次計画の推進

- 計画の推進と評価方法

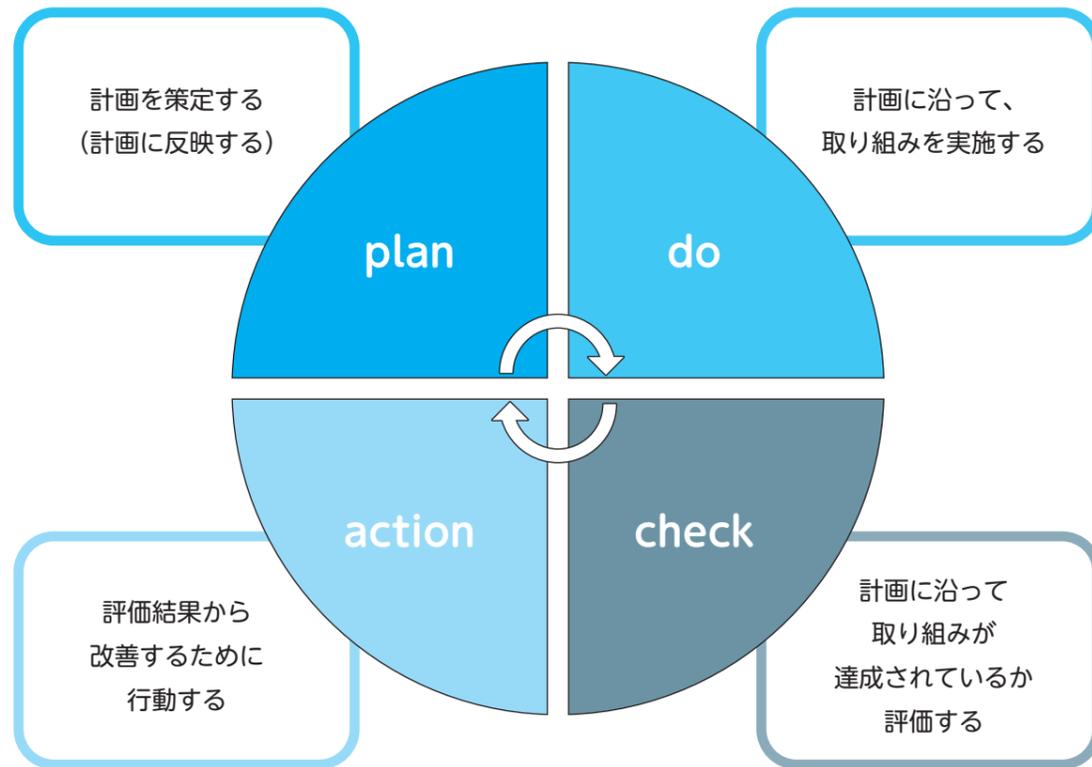


第3章 3次計画の推進

■ 計画の推進と評価方法

この計画でかかっている基本目標への実現に向けて、住民や行政、各関係機関、団体等と連携しながら、定期的な評価とその評価に沿った見直しを行ない、この計画を着実に推進します。計画の評価には、住民や行政をはじめとする各関連機関、関係団体等からなる「評価委員会」を設置して進捗状況の把握と確認および見直しをし、その結果を計画に反映します。

推進と評価のイメージ図



平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
計画の初年度	→				計画の終了年度
毎年、評価委員会において評価と見直しを実施					4次計画初年度

第4章

福祉をめぐる 若狭町のすがた

● 福祉の現状と課題



第 4 章 福祉をめぐる若狭町のすがた

■ 福祉の現状と課題

みなさんの「声」を集めました！

今回の 3 次計画策定にあたり、より多くの意見や考え方を計画に反映させるために 11 の小学校区*で福祉懇談会とアンケートを実施し、みなさんの声（現状・課題等）を項目ごとにまとめました。

子ども・若者

子ども・若者の数が減ってきており、世代間の繋がりが希薄になっている地域が目立ちます。将来的に子ども会・青年会が活動を維持できなくなるばかりでなく、集落役員等の担い手不足となり、集落活動さえも行なえないという集落存続に関わる問題になっていきます。地元に住みながら仕事に就き、結婚し子育てできるような環境づくりが必要です。

高齢者

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していますが、今は心身ともに比較的元気な方が多くみられ安定した生活を送ることができています。しかし、突発的に介護が必要となった場合や急病、除雪への対処法など、今後の課題は尽きません。すべての高齢者が集落に住み続けながら、安全に安心して生活できるように、集落一体となった支え合い体制づくりが求められています。

障がい者

多くの集落では障がいを家族問題として捉えており、関わりを持つことが難しい状況とされています。地域でも障がいのある方を受け入れ、居場所や雇用機会を増やすことが課題となっており、住民誰もが障がいについて理解を深め、ともに暮らすことができる環境づくりが重要です。

災害に関すること

若狭町は平成 25 年 9 月の台風 18 号災害において大きな被害をうけたこともあり、災害に対する意識は高まりをみせています。自主防災対策や避難訓練等を行ない、災害に備えている集落もあります。しかし、避難場所の周知徹底ができていない集落もあり、活動においては大きな差があります。災害時要援護者*の避難方法等を記載したマニュアル整備や防災マップ作成等、日頃からの備えが課題となっています。避難場所・方法の周知徹底を行なうとともに、住民の防災意識の向上が必要です。

* 11 の小学校区：三十三、三方、明倫、気山、西田、西浦、鳥羽、瓜生、熊川、三宅、野木の 11 地区。三方地区についてはアンケート、明倫地区は明倫福祉支え合い会において協議を行ない住民の声を集めた。

* 災害時要援護者：高齢者や障がい者、乳幼児・妊婦等、平常時の防災活動および災害発生時の避難等にとくに支援を要する者。

暮らしの中で困っていること

雇用状況や家族形態の変化もあり、将来の暮らしに不安を感じている方が多くなってきています。除雪をはじめ、金銭、移動手段の確保、ゴミ出しなど、さまざまな課題が挙がりました。関係機関（行政や社協等）との協力はもちろんのこと、集落内でも民生委員児童委員や福祉委員等の役を持った方だけでなく、ボランティアや住民同士で支え合う体制づくりが求められています。

地域交流

ご近所づきあいが疎遠になり、集落行事（集会、祭り、運動会等）に参加する人も減ってきています。また、閉じこもりがちな高齢者が増え、地域との関わりが少なくなっている現状があります。しかし一方で、集落の今後を心配した若者たちが立ち上がり、集落行事を盛り立てていこうとする動きも見られるようになりました。地域を担う若者たちを含めた地域住民全体で、世代間の垣根を越えた交流の場づくりが必要です。

伝承・継承

各集落で伝統的な祭礼や行事が行なわれていますが、少子高齢化や若者の地域離れが影響し、若い世代へ昔ながらの伝統を受け継ぐことが難しい現状です。集落行事の担い手不足、世代交代ができていなく役員負担が大きいことが集落行事の縮小・廃止につながっています。行事、文化、伝統を受け継ぎ存続させるためにその時代に合った創意工夫が必要です。集落行事の存続のために、役員負担を減らすとともに、若い世代の意見や力を取り入れた祭礼や行事を考えていくことが求められています。

空き家・空き地

若者の地域離れや後継者不足等により、空き家や空き地が増えています。地域住民としては整備をしたくても、持ち主が長期不在であったり、整備拒否をしたりする場合もあり、なかなか思うように進んでいません。建物や土地が管理されずに長期にわたり放置状態になっているところもあり、様々な問題（倒壊、火災、景観破壊、獣害等）が発生しています。行政や企業等と連携しながら、地域でも空き家・空き地を管理、有効活用できる体制をつくることが求められています。

第 5 章

実施計画

- 計画についての解説
- 各取り組みの内容



第 5 章 実施計画

■ 計画についての解説

実施計画では、4つの基本目標を達成するために、18項目の取り組み内容を描いています。ここでは、第1章計画の趣旨にもあるとおり「住民による住民のための地域福祉活動」を実践するための行動*計画として、その解決に向けた具体的な取り組みと地域住民をはじめ公私の関係機関・団体等の役割を記載しています。

取り組み内容ごとに「現状と課題」をふまえた上で、「ねらい」（未来像）、「5年後このように発展させたい」という目標、そして「具体的な取り組み」を整理しています。また「具体的な取り組み」の中では、さらに「期待される役割」とその担い手のイメージを整理し、それぞれの立場で担っていただきたいことを明記しました。

「社協が取り組んでいくこと」については、社協が担っていくべきこと（期待される役割）を実現するために、本計画策定時点で計画している事業およびその5年間の方向性も掲載していますので、その該当するページ番号を記載しました。

なお、本計画では「障がい」「障がい者・障がいの（が）ある方」と表記します。ただし、法令等で記載されている場合はそのまま「障害」「障害者」と表記します。

※ 行動が意味する3つの過程：

「考動」考えることやイメージすること。「～したい」とか「～だったらどうか」といった夢や未来像を想像すること。これが全ての始まりになる。



「口動」周りに宣言すること、告知すること。「～したい」など考動で考えたことを周りに告知することによって、意思をまわりに伝える。「考動」が全ての始まりならば、「口動」は第二のステップとなり、周りに告知することで賛同や協力を得られる。



「行動」実際に行なうこと。「考動」→「口動」→「行動」が同時に行なえると理想的である。

基本目標 1 知りたい情報を伝え合う

1 取り組み 1 住民同士の伝達手段の仕組みづくり

● 現状と課題

今の世の中はさまざまな通信技術が発達し情報が入りやすくなっていますが、その反面、個人情報の保護が壁となり、住民同士が共有すべき情報を得ることが難しい状況です。また、人間関係の希薄化によりご近所づきあいも少なくなっています。若狭町においても高齢化が進み、その方の状況に合わせた情報の伝達手段が必要です。

● ねらい（未来像）

昔ながらの「ご近所づきあい」に代わる新しい地域交流が定着し、必要としている分かりやすい情報が普段の生活の中で自然と得ることができる地域を目指します。

● 5年後、このように発展させたい！

住民の必要としている情報が、年齢などのさまざまな状況に応じた手段により生活している中で自然かつ的確に伝わる仕組みづくり。

● 具体的な取り組み

- 住民同士で情報共有ができる関係づくり
- 高齢者や障がいがある方のそれぞれ特性に合わせた情報伝達の仕組みづくり
- 情報発信を担うボランティアの育成

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 必要な情報を伝え合う	地域住民
・ 住民が求める情報の提供 ・ それぞれの特性に合わせた情報提供	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員
・ わかりやすい情報の提供	関係団体（CATV*等）、行政 社会福祉協議会
・ ボランティア養成講座の充実	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ ボランティアセンター運営事業 (50ページ)

※ CATV：ケーブルを通じて放送信号の伝送を行なうテレビ放送のこと。若狭町ではMMネットやチャンネルOが該当する。

基本目標 1 知りたい情報を伝え合う

取り組み 2 広報活動の充実

● 現状と課題

現在、行政や社協、関係団体などからさまざまな種類の情報が発信されていますが、専門的で分かりにくかったり、知りたい情報につながらないという状況があります。また、ご近所づきあいの希薄化により、住民ひとりひとりが知り得た情報が集落内で広まらないという課題があります。

● ねらい(未来象)

多くの情報から住民自身が必要な情報を選択し、そして活用できるような情報発信方法の確立を目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

住民が求めている情報の把握と情報発信内容の見直し等を含めた広報活動の充実。

● 具体的な取り組み

- 伝えたい人に分かりやすく伝える手段の見直し
- 地域が必要としている情報を常に把握し、旬で最新の情報を提供する
- 広報やホームページの宣伝・PR

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 得た情報を地域に広める	地域住民
・ 各地区の状況を把握し、イベント等での旬な情報の提供	地域づくり協議会
・ 各広報物の内容の充実	関係団体、行政、社会福祉協議会
・ 広報物の配布場所と内容の見直し ・ 関係機関との連携、調整	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 広報活動(51ページ)

基本目標 2 笑顔あふれる地域をつくる

取り組み 3 身近な支え合い体制づくり

● 現状と課題

ご近所づきあいの希薄化がメディア等でも大きく取り上げられるようになり、子どもから高齢者までを含めた支え合い体制づくりや世代間交流*の実施が集落内でも検討されるようになってきました。しかし、個人や集落の考え方によって差があるのが現実です。また普段からあいさつや声かけはできていても、災害時の支援体制や個人が抱えているデリケートな生活課題など、どこまで関わるべきか分からないケースもあります。そのため具体的な解決に向けた動きや支え合いはできていないと感じることが多いようです。

● ねらい(未来象)

集落や地域に合わせた支え合い体制づくりや世代間交流が活発に行なわれ、誰もが居心地のよい集落づくりを目指します。その中で、表に出てこないさまざまな生活課題にいち早く気づき、住民と関係機関が協力しながら課題解決に向け動き出せる体制づくりをします。

● 5年後、このように発展させたい!

集落単位での積極的な世代間交流の場への参加や普段からのあいさつや声かけを通した子どもから高齢者までの顔の見える関係づくりとさりげない見守り活動の充実。

● 具体的な取り組み

- 子どもから高齢者までの住民同士の交流
- ご近所同士の見守り活動の充実

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 子どもから高齢者までご近所内でのあいさつや声かけ ・ 日常生活の中で可能な支え合い等の取り組み	地域住民
・ 住民の声をとりあげ課題とし、率先した見守りや支え合い活動の実践 ・ 集落や地域での交流の場づくり	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア、地域づくり協議会
・ 集落や地域での支え合い活動への協力や参加	関係団体(老人会、子ども会、青少年育成若狭町民会議*、青壮年会等)
・ 集落や地域での支え合い活動への各分野からの協力や支援	関係機関(学校、保育所(園)、郵便局員等)、社会福祉協議会
・ 集落や地域の中だけでは解決できない課題への対応	行政

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業(49ページ)
・ 福祉委員推進事業(50ページ)
・ 共同募金委員会(51ページ)
・ 居宅介護支援事業(52ページ)
・ 小規模多機能型居宅介護事業(54ページ)

* 世代間交流：世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行なわれる活動。
* 青少年育成若狭町民会議：青少年問題の持つ重要性に鑑み、住民指導による総意を結集し、次代を担う青少年の健全目的とする。(青少年育成若狭町民会議規約より)

基本目標 2 笑顔あふれる地域をつくる

取り組み 4 地元で子育てできる環境づくり

● 現状と課題

少子高齢化、核家族化、就労環境等の変化により、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えています。また全国各地で子どもが巻き込まれる犯罪などが後を絶たず、子どもの安全確保が求められています。次世代を担うふるさとの宝を地域全体で守り育てる環境が必要ですが、子どもの集まる場所も少ないなど、地元で子育てできる環境が十分ではなくなってきています。

● ねらい(未来像)

地元で子どもを育てるといふ住民意識を高め、子育て中の親が安心して働きながら、子どもたちが安全に過ごせる環境を目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

集落内で日頃から声かけや見守り等を行なうことで、子どもから高齢者までの顔なじみの関係づくりと子どもが集える場所の充実。

● 具体的な取り組み

- 子育て中の親が安心して働ける環境づくり
- 子どもたちが安全に過ごせる環境づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 子どもから高齢者までの顔なじみの関係づくり	地域住民
・ 集落内での子育て支援や見守り体制づくり	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア
・ 子どもが集える場所の充実	地域づくり協議会、関連機関(保育所(園)、学校等)、関係団体(子ども会、青少年育成若狭町民会議*、ジュニアリーダー*等)
・ 子育て中の親への理解と支援	企業
・ 子育て中の親への支援	行政
・ 子どもが集える場所づくりへの支援と協力	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ 広報活動 (51ページ)
・ 共同募金委員会 (51ページ)
・ 小規模多機能型居宅介護事業 (54ページ)
・ 障がいデイサービス (55ページ)

※ 青少年育成若狭町民会議：青少年問題の持つ重要性に鑑み、住民指導による総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(青少年育成若狭町民会議規約より)
 ※ ジュニアリーダー：子ども会を中心に地域活動を行なう青少年のこと。

基本目標 2 笑顔あふれる地域をつくる

取り組み 5 地域で集える場づくり

● 現状と課題

地域交流では、各集落のサロン*活動も活発であり介護予防や交流の場としての役割を果たしています。しかし、参加者が限られていることや回数の問題などがあり広く交流できる場所としては課題が残っています。

また、年代別の交流はあるものの、子どもから高齢者までの交流の場がないことも住民同士の繋がりが希薄なる原因として考えられています。

● ねらい(未来像)

子育てを支援できる地域づくりや高齢者の声かけを含めた見守りのできる地域づくりが求められています。集落の中や身近に「いつでも集える場所」があり、自然に世代間交流が生まれることと世代間交流の中で幅広く住民同士の関係が築くことを目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

顔見知りの関係や支え合う関係を築くための地域の中で気軽に集え気軽に話せる場所づくりとリーダーの育成。

● 具体的な取り組み

- 気軽に集える環境づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 集落や地域での交流の場への参加	地域住民
・ 交流の場づくりの企画・運営	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア、地域づくり協議会、関係団体(子ども会、青少年育成若狭町民会議*、ジュニアリーダー*等)、関連機関(保育所(園)、学校)
・ 集落や地域での交流の場所づくりへの支援	行政、社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ 広報活動 (51ページ)
・ 小規模多機能居宅介護事業 (54ページ)
・ コミュニティカフェ事業 (57ページ)

※ サロン：老後をいきいきと暮らすことのできる地域づくりを目指し、平成6年に全国社会福祉協議会によって提唱された。
 ※ 青少年育成若狭町民会議：青少年問題の持つ重要性に鑑み、住民指導による総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(青少年育成若狭町民会議規約より)
 ※ ジュニアリーダー：子ども会を中心に地域活動を行なう青少年のこと。

基本目標 3 みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み 6 人と人との出会いの支援

● 現状と課題

未婚率の増加、晩婚化が多くみられ少子高齢化につながっています。出会い交流する機会が少なく、生活の基盤となる家族の形成が困難な現状があります。結婚したとしても町外へ出て行ってしまいうことも多く、人口が減少するひとつの要因となっています。また、婚活支援や世代間交流等、人と人との出会いの場としての空き家の有効活用が必要です。

● ねらい(未来像)

近年増加しつつある空き家を利用するなど、地域の環境を活かしつつ、生まれ育った地域に住みながら結婚へつながるような男女の出会いの場づくりが必要です。

● 5年後、このように発展させたい!

それぞれの担い手が情報提供と連携を密に行ない、地域性を活かした出会いの場の充実。

● 具体的な取り組み

- 将来を担う世代の婚活支援
- 空き家を活かした人と人との出会いの場づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 出会い、交流、婚活に関する情報提供と理解	地域住民、民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員
・ 空き家の有効活用	集落
・ 出会い、交流、婚活に関する情報提供や出会いの場づくり	結婚相談員、婦人福祉協議会*
・ 地域間での婚活に関するコーディネート	
・ 対象者が参加しやすいイベント等の企画、運営	企業
・ 関係団体との連携、支援	行政、社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 共同募金委員会 (51ページ)

* 婦人福祉協議会：全国で福井県にしかない団体で、昭和35年に婦人の保護・福祉を目的として制定された団体。主な活動として、結婚相談・地域福祉活動などがある。

基本目標 3 みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み 7 ボランティア活動の活性化

● 現状と課題

全国的にボランティア活動が活発になってきています。若狭町でも意識が高まり活動につながっている地域もありますが、地域によって差があるのも現状です。また、ボランティア活動者の高齢化も著しく若い世代へのボランティアの呼びかけと意識改革が重要となっています。

● ねらい(未来像)

ボランティア活動の総合的な窓口として気軽に利用できるボランティアセンターの運営を目指すことで、さらなるボランティア活動の活性化につなげます。

● 5年後、このように発展させたい!

ボランティアセンターの周知徹底とボランティアコーディネート機能の強化。

● 具体的な取り組み

- ボランティアの質を上げるための定期的な研修会を実施
- ニーズに沿ったボランティアコーディネートの機能強化

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ ボランティア活動、研修会等への積極的な参加、呼びかけ	地域住民、集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、地域づくり協議会、子ども(小学生、中学生)
・ ボランティア募集情報の提供	関係団体(当事者団体*等)、施設
・ メディア、広報等でのボランティア情報の提供	行政
・ ボランティアセンターのPR強化	社会福祉協議会
・ ボランティア情報の集約と提供	
・ ボランティアコーディネート機能強化に向けた取り組み	

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ ボランティアセンター運営事業 (50ページ)

* 当事者団体：そのことに直接関係のある団体。若狭町では身体障害者福祉協会、若狭町知的障害児(者)家族の会「のぞみ会」等。

基本目標 3 みんなの思い やさしさをつなぐ

取り組み 8 障がい者就労支援ネットワークの強化

● 現状と課題

障害者差別解消法(H28.4)*の制定を受けて障害者雇用促進法*改正等も進む中で、企業の社会的責任(CSR)としての取り組みもあり、障がいのある方の雇用環境は少しずつ改善されていますが、精神障害や発達障害の方の雇用は嶺南地域でも依然厳しく、特別支援学校卒業後の働く場も少ないのが実情です。

また、長期的に社会参加できない「ひきこもり」の人も増えており、その中には、発達障がいのほか、うつ病やパニック障がいを抱える人も少なくありません。さらに、触法障がい者*の社会復帰への課題も多く、ひとりひとりのライフステージ*に応じた適切な支援ができるよう、企業や福祉団体および施設、各種学校、関係機関等のネットワークを強化することが重要です。

若狭町でも各自立支援協議会*や子ども若者サポートセンター等によるネットワークも充実してきましたが、障がいのある方が、親亡き後も住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができるように、社会の一員として活躍できる場を確保するとともに、個々の能力や特性に応じて、多様な働き方ができる環境づくりを推進していく必要があります。

● ねらい(未来像)

さまざまな業種の企業、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労支援事業者等の強みを活かしたネットワークにより、住民の理解や協力も得ながら、障がい者の就労の促進や定着を目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

誰もが障がいや病気を理解し、障がいのある方が地域の中で普通に暮らすために、さまざまな制度を活用しながら、所得向上に向けての企業や施設、関係機関等によるネットワークの強化と就労が継続できる支援体制の拡充。

● 具体的な取り組み

- 障がい者雇用の現状と制度やしきみについての知る機会の提供
- 働きたいのに働けない人への就労に関する支援

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 障がい者雇用に関する理解と協力	地域住民、集落
・ 障がい者就労促進のための連携強化	関連機関(職業センター等)
・ 福祉施設や企業等との密な連携	特別支援学校
・ 就労の支援	行政
・ 就労のための環境づくり ・ 障がい者就労のための支援強化	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 障害者総合支援事業(55～57ページ)

* 障害者差別解消法：障がいの有無に関わらず、全ての国民が相互に人格と個性を尊重して共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別的解消を推進するための法律。
 * 障害者雇用促進法：障がい者の雇用促進および職業の安定を目的に、企業に対して障がい者雇用の一定の割合を義務づける法律。
 * 触法障がい者：法律違反や法律に触れる行為をした者。
 * ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階のこと。人生の節目で生活スタイルが変わることに着目した考え方。
 * 自立支援協議会：地域の中核的な協議の場としての設置規定があり、さまざまな困難事例をそれぞれの事業所で抱え込むことなく、関係者が連携しながら広域的に支援できるもの。

基本目標 3 みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み 9 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

● 現状と課題

私たちが生活する中には各種の公的サービスはもちろんのこと、企業が行なう社会貢献活動*、集落内における見守り活動をはじめとする住民主体の支え合い活動等、さまざまな社会資源*があります。地域でのひとり暮らし高齢者や障がいのある方等、何らかの生活困難を抱えている方に対しての支援は、ある限られたサービスのみを使うのではなく、さまざまな社会資源をつなげて活用していくことが必要不可欠です。しかし、「どこに・どのような社会資源が・どのくらい」あるのが把握できていないため、それを活用し連携する体制も整っていません。

● ねらい(未来像)

地域の社会資源を活かすことのできる体制づくりを進めながら、地域全体での支え合い活動の充実を図ります。

● 5年後、このように発展させたい!

今ある社会資源を整理し、そして新たな社会資源を発掘するための住民、行政、社協企業等が取り組みや現状を把握し共有する場の開催。

● 具体的な取り組み

- 地域の社会資源の発掘および整理
- 社会資源を活用するための地域・企業・各団体の連携強化

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 社会資源についての理解促進	地域住民
・ 社会資源の情報提供、連携促進	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア、地域づくり協議会、関連機関、関係団体、企業(郵便局員、検針員、弁当業者等)
・ 福祉マップ*等の作成検討	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア、地域づくり協議会
・ ネットワークづくりへの支援強化	行政、社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業(49ページ)
・ 居宅介護支援事業(52ページ)
・ 障がい者(児)相談支援事業(56ページ)

* 社会貢献活動：自主的に社会的課題解決のためにその行為から直接の利益を得ることを目的にせずに取り組む活動。
 * 社会資源：社会福祉を支える財政(資金)、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働。利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの。
 * 福祉マップ：あらゆる福祉情報を地図に記したものの。要援者マップ、防災マップ等、対象と用途に合わせてさまざまな種類がある。

基本目標 3 みんなの思い やさしさをつなぐ

取り組み 10 伝統行事の継承

● 現状と課題

若狭町には、神社やお寺等の文化財や信仰の対象である収蔵品の彫刻等も数多く存在し、豊漁や豊作、国の平安を祈るために中世より始まったと言われる宇波西神社の「王の舞」等もあり、各地区での祭事もさまざまな形で行なわれています。「熊川宿」を通る主要な鯖街道（若狭街道）の間にも、三宅区や瓜生区等のように有形文化財や無形民俗文化財がたくさん残っています。

町内の伝統行事や民俗芸能等を保存・継承していくために「若狭町伝統文化保存協会」が設立され、資料収集や調査、写真展や伝統文化のつどい等の活動が積極的に行なわれていますが、少子高齢化が進む中での各集落における次世代への継承は大きな課題となっています。郷土を愛する心を養い、後継者の育成や伝統行事のあり方等を模索していく必要があります。

● ねらい（未来像）

貴重な伝統文化を次世代に継承することは、私たちの重要な役割であり、地域社会の一員としての責務でもあります。そのためには、さまざまな人が協力して地域の歴史や風習等を理解しながら、祖先が育んだ豊かな環境と文化を守って行く必要があります。

地域の文化や誇りを再認識して積極的に参加することで、学校教育や社会教育とも連携しながら、青少年育成や世代間交流*の大切さを学びつつ、伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進を図ります。

● 5年後、このように発展させたい！

学校教育や公民館等での社会教育において、民俗行事の深い意義や意味を学ぶ機会と伝統文化に触れる機会の充実。

● 具体的な取り組み

- 地域の伝統の大切さの次世代への伝承
- 時代に合った伝統行事の見直し

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・誰もが参加しやすい雰囲気づくり	地域住民、集落
・行事への参加呼びかけと積極的な参加	地域住民、集落、小学生、中高生
・伝統行事を伝える機会をつくる	関係団体（伝統文化保存協会等）
・伝統行事を継承するための支援と協力	地域づくり協議会、行政
・モデル集落指定を軸とした財政的な支援	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・共同募金委員会 (51ページ)

* 世代間交流：世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行なわれる活動。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 11 障がい者についての理解

● 現状と課題

近年、若狭町にも障がいのある方が利用できるサービスが増えてきましたが、交通手段が限られているなどの地域性もあり、障がいのある方と関わる機会が少ないという現状があります。そのため、住民の方からは障がいのある方に対し、「分からないから関われない」「関わる一歩が踏み出せない」という意見があります。障がいがある方の社会進出も必要ですが、お互いに知り合うこと、相互理解によって「障がい」に対する意識を高めていくことも重要です。

● ねらい（未来像）

ノーマライゼーション*の理念のもと、地域に住むすべての人がそれぞれの能力を十分に発揮しながら、お互いを助け合い、誰もがいきいきと暮らしていける地域を目指します。

● 5年後、このように発展させたい！

障がいのある方と接することで「障がい」について学び、心のバリアフリー*を深めていくことができる地域づくり。

● 具体的な取り組み

- 住民と障がいのある方が交流できる機会づくり
- 障がいがあっても地元で過ごしやすい環境づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・障がいに対する理解 ・障がいを持った方との交流の場所への参加	地域住民
・交流の場所づくりへの協力	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア
・交流の場所づくりの企画、運営	地域づくり協議会、行政、関連機関（障害（児）者支援機関、特別支援学校等）、関連団体（当事者団体*等）
・交流の場所づくりへの支援	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・共同募金委員会 (51ページ)
・障害者総合支援事業 (55～57ページ)

* ノーマライゼーション：障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として、あるがままの姿で普通の生活を送ることがあたりまえという考え方。

* バリアフリー：障がいのある方が社会生活を営むうえで障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物など物理的なもの、制度的なものなどがある。

* 当事者団体：そのことに直接関係のある団体。若狭町では身体障害者福祉協会、若狭町知的障害児（者）家族の会「のぞみ会」等。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 12 充実した送迎体制づくり

● 現状と課題

公共交通機関の確保が難しい地域的な状況から、生活する上での移動方法が大きな課題となっています。そういった課題への公的サービスとして、デマンド交通*が整備されました。他にも、地域内の支え合いボランティアによる送迎支援を推進していくことを目的として車両を貸し出す「地域で支える送迎サービス事業」により、支え合い活動が充実してきた地域もあります。しかし、地域によって送迎体制に差があり、まだまだ不十分な状況です。

● ねらい(未来像)

送迎体制については、住民の意見を反映し見直しを図りながら、使いやすく柔軟な対応ができるように努めます。また、住民と各種送迎サービスの情報共有を通して、住民同士で支え合える体制づくりを推進します。

● 5年後、このように発展させたい!

住民・民間サービス・公的サービスとの間で情報共有ができる場づくりと住民同士の支え合いによる送迎体制の充実。

● 具体的な取り組み

- 使いやすい送迎体制の検討
- 各種送迎サービスの情報共有

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
日常生活の中での可能な支え合い	地域住民
地域内での送迎体制づくりへの協力と充実	集落、地域づくり協議会、民生委員児童委員、老人家庭相談員、福祉委員、ボランティア
公的サービスへのニーズ等の情報収集と連絡	
ニーズに合わせた柔軟な対応の継続	企業(民間サービス)
送迎サービス情報の発信	企業(民間サービス)、社会福祉協議会
送迎サービスの検討と情報発信	行政
住民主体の送迎体制づくりへの支援	社会福祉協議会
住民のニーズを踏まえた送迎サービスの検討	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ボランティアセンター運営事業 (50ページ)
・送迎支援サービス事業 (50ページ)
・居宅介護支援事業 (52ページ)
・障がい者(児)相談支援事業 (56ページ)

* デマンド交通：地方自治体が住民の移動手段を確保するために運行する乗り合いタクシー。若狭町では平成27年8月試験運行開始。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 13 食を通じた支え合い

● 現状と課題

若狭町では、民間事業者によるお弁当の宅配の広まりや住民自らがお弁当をつくり高齢者世帯等に提供している地域もあります。また、移動販売もあり移動困難で買い物に不自由を来たしている方たちを支援しています。しかし、近年では昔の様な近所づきあいも希薄になり、困った時はお互い様のおすそわけといった風習は減少しています。民間事業者による食の支援の充実と合わせ、地域での食を通じたかかわり合いの中で、支え合いや見守り体制が広まることが求められています。

● ねらい(未来像)

民間業者からの支援と地域でできる支援が共存し連携しながら、住み慣れた地域で買い物支援やお弁当の宅配支援など食を通じた支え合いができ、心もからだも健康で安心した生活ができる地域づくりを目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

地域の中での見守りを含めた住民主体の「食」や買い物支援の充実とそれをきっかけとした交流の促進。

● 具体的な取り組み

- 新たなサービスを加えた安心安全な食の提供
- 食事サービスに関する情報の共有

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・食事の確保が困難な隣近所への支援	地域住民
・食事サービスについての情報共有	
・食の確保が困難な世帯等の情報提供	集落、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア
・必要な方への食の提供と見守り活動充実	企業
・ニーズ把握、情報発信	企業、社会福祉協議会
・食に関する支援の検討	行政
・民間企業との情報共有	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・居宅介護支援事業 (52ページ)
・小規模多機能型居宅介護事業 (54ページ)
・コミュニティカフェ事業 (57ページ)
・食事サービス事業 (57ページ)

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 14 地域における医療・介護・保健の充実

● 現状と課題

若狭町における平成 27 年の高齢化率*は 31.8% で、5 年前の平成 22 年の 29.2% から緩やかに伸びています。要介護（要支援）認定者*数に関しては、平成 26 年には 966 名と 5 年前の平成 21 年の 755 名より 200 名以上増えています。在宅介護や在宅医療がすすめられていますが、支援を必要とされる方の制度利用や情報収集などニーズにあわせた対応が不十分な状況にあります。

● ねらい（未来像）

誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすために、行政、医療機関、福祉関連機関の連携の更なる強化が必要です。また住民自らの積極的な介護予防と支援の担い手としての役割を求められています。住民の活動や地域の活動も重要な社会資源*として捉え、行政、医療機関、福祉や保健の関係機関とともに広く連携ができる体制づくりを目指します。

● 5年後、このように発展させたい！

団塊の世代*が 75 歳の後期高齢者となる 2025 年問題を見据え、地域包括ケアシステム*を軸に多様化するニーズに合わせたサービスの実施と住民全体で築く支援体制づくりの推進。

● 具体的な取り組み

- 地域における医療・介護・保健の提供体制の充実

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とされる方の情報提供 福祉サービスの情報収集 	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズ等を行政などに伝える 福祉サービス等の情報収集・伝達 	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に合わせた支援可能な取り組みの検討 	地域づくり協議会
<ul style="list-style-type: none"> 広く連携できる支援体制の充実 サービス提供体制の充実 	関連機関（医療機関・介護保険事業所・高齢者住宅等）
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築（住民のニーズに合わせた医療・福祉・保健サービスの連携と充実） 	行政
<ul style="list-style-type: none"> 地域、医療、福祉の連携の充実 サービス提供体制の充実 	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動推進事業（49ページ） 福祉総合相談事業（50ページ） 介護保険事業（52～54ページ） 障害者総合支援事業（55～57ページ）

* 高齢化率：65歳以上の高齢者が人口に占める割合
 * 要介護（要支援）認定者：介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者から認定された
 * 社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働。利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの。
 * 団塊の世代：日本において戦後の第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。
 * 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に受けられることを目指して保険者である市町村が作り上げる地域の自主性や特性を生かした支援体制。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 15 生活困難者への支援体制づくり

● 現状と課題

家族形態や就労環境等の社会変化を背景に、「経済的困窮」「社会的孤立*」「さまざまな課題」が重なり合って、生活に何らかの困りごとを抱えている方が多くなっています。悩みが複雑になればなるほど、自分ひとりでは解決できず、どこでだれに相談していいかも分からずに苦しんでいる方がたくさんいます。また、そのような方への支援は、専門機関だけでは限界があり、住民の助けを借りずに地域で暮らしていくことは難しい現状があります。

● ねらい（未来像）

地域で誰もが相談しやすい雰囲気をつくるとともに、住民と専門職員との繋がりを深め、生活困難者*に対して幅広く柔軟な支援ができる体制をつくります。

● 5年後、このように発展させたい！

住民と専門職、関係機関が生活困難者に関する情報を共有する場を通じた生活困難者に対する支援サービスの周知徹底と初期段階で専門機関へつなぐことができる住民同士の支え合い関係づくり。

● 具体的な取り組み

- 地域住民と専門職が連携できる体制づくり
- 相談窓口の充実

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
<ul style="list-style-type: none"> 生活困難者の情報提供 	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> 生活困難者等への支援サービスの情報収集 	地域住民、集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員
<ul style="list-style-type: none"> ニーズを把握し、行政等へ伝える 生活困難者の孤立防止の体制づくり 	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員
<ul style="list-style-type: none"> 広く連携できる支援体制の検討 相談窓口や支援体制の充実 	関連機関（自立相談支援機関*等）、行政、社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
<ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談事業（50ページ） 生活困難者支援事業（51ページ） 居宅介護支援事業（52ページ） 障がい者（児）相談支援事業（56ページ）

* 社会的孤立：家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。
 * 生活困難者：貧困をはじめとする社会生活上の困難（教育や就労の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立する等）も抱える人のこと。
 * 自立相談支援機関：全国の福祉事務所設置自治体の実施主体。生活困窮者（経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設けている。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 16 高齢者の生きがいがづくり

● 現状と課題

高齢者の生きがいがづくりの場の中心として各集落でサロン*等の活動が行なわれています。楽しみにしている方がいる一方で、世話人の負担が大きく継続していくことが難しい現状があります。性別や年齢に関わらず参加できるよう、内容の多様化や送迎などの工夫も必要となってきました。また、近年ではサロン活動に限らず、高齢者の趣味や特技を活かすことのできる場づくりが求められています。

● ねらい(未来像)

高齢者の生きがいがづくりを目的に、サロン活動をはじめボランティア活動や趣味・特技を活かせるサークル活動等に参加しやすい環境を整えていきます。

● 5年後、このように発展させたい!

「気軽に参加できる」・「メニューが選べる」等、地域に合わせたサロン運営と趣味や特技を活かした活動を通じた新たな仲間づくりと活躍の場づくりの推進。

● 具体的な取り組み

- 地域住民が負担に感じないサロン運営方法の検討
- 高齢者の趣味や特技を活かすことのできる場づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 活動の場所への参加・呼びかけ・協力 ・ 趣味や特技の発信	地域住民
・ 活動の企画や運営 ・ 住民の趣味や特技の発掘 ・ 新しいサロン運営方法の検討	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、ボランティア、地域づくり協議会、関係団体(老人会、女性の会、サロン等)
・ 高齢者の社会参加促進	行政、社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ ボランティアセンター運営事業 (50ページ)
・ 広報活動 (51ページ)
・ 小規模多機能型居宅介護事業 (54ページ)

* サロン:老後をいきいきと暮らすことのできる地域づくりを目指し、平成6年に全国社会福祉協議会によって提唱された。

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 17 小地域活動の活性化

● 現状と課題

若狭町には85の集落があります。近年は町内でも空き家の増加や人間関係の希薄化、次世代を担う若者の減少、65歳以上人口が50%以上を占める集落も増えてきました。また、住民同士の世代間交流や祭りなど伝統的な行事の実施が難しいなどの課題もあります。そのような中でも、今の集落でできることについて住民同士で検討する動きも出てきています。今後は子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、人と人がつながり地元の資源*も活用した独自の小地域活動*を推進する必要があります。

● ねらい(未来像)

人間関係の希薄化や少子高齢化の中、集落の課題は住民同士で解決できる体制づくりや誰もが魅力を実感でき、いきいきと過ごせる環境づくりが必要です。地元の資源を活かした活動についても住民同士で検討し、集落と一体になった地域づくりを目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

自分たちが住んでいる地域の文化・歴史への理解促進と支え合い活動や住民同士の交流の機会を通じた集落の魅力や活動の継承。

● 具体的な取り組み

- 集落と地域に密着している事業所(施設)*との繋がりの強化
- 集落の魅力を実感できる地域づくり

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 施設および地域行事への積極的な参加、利用 ・ 集落、地域の特色の発信と発信	地域住民、集落
・ 地域行事への積極的な参加	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員
・ 施設の利用促進	民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、関係団体(青壮年会、子ども会、青少年育成若狭町民会議*、サロン等)、地域づくり協議会、ボランティア、社会福祉協議会
・ 交流の機会を増やす ・ 積極的なボランティアの募集、受け入れ ・ 特色を活かしたイベント等の企画、運営	関係団体(青壮年会、子ども会、青少年育成若狭町民会議、サロン等)、地域づくり協議会、ボランティア
・ 地域で支え合う仕組みづくりへの支援	行政

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ ボランティアセンター運営事業 (50ページ)
・ 広報活動 (51ページ)
・ 共同募金委員会 (51ページ)
・ 小規模多機能型居宅介護事業 (54ページ)
・ コミュニティカフェ事業 (57ページ)

* 地元の資源:住んでいる人、施設、特産品、伝統文化、自然、歴史、景勝地など後世に残すべきもの。
 * 小地域活動:若狭町社協独自の表現で、集落内の支え合いなどの福祉的な活動以外に集落の文化や歴史、資源を活かした集落の活動。
 * 地域に密着している事業所(施設):小規模多機能型居宅介護事業や認知症対応型グループホーム等の地域密着型施設をはじめ、集落や地域内にある公共施設や商業施設といった、もともとその地域に根づいている施設を指す。
 * 青少年育成若狭町民会議:青少年問題の持つ重要性に鑑み、住民指導による総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(青少年育成若狭町民会議規約より)

基本目標 4 ひとりひとりの幸せを支える

取り組み 18 災害に備えた環境づくり

● 現状と課題

近年、地震や豪雨および台風による水害等、全国各地でさまざまな災害が起きています。若狭町でも平成25年9月に台風18号が町全域を襲い大きな被害をもたらしました。若狭町災害ボランティアセンター*を立ち上げ、町内外のボランティアによる支援活動を行ないましたが、災害に関して住民・行政・社協・各関係団体等の平常時からの連携が不十分であったために、各地域の被災状況がつかめず、迅速かつ確かな対応はできませんでした。その反省点を踏まえ、「若狭町災害ボランティアセンター連絡会*」が立ち上がりましたが、災害時に機能する体制の確立には至っていません。

● ねらい(未来像)

平常時より、災害における対応方法等について協議および情報共有する場をもち、災害時に迅速かつ的確に動くことのできる体制(土台)をつくることで、災害に強い地域づくりを目指します。

● 5年後、このように発展させたい!

若狭町災害ボランティアセンター連絡会の周知徹底およびこの連絡会を中心とした災害時の対応・支援のルールづくりの推進

● 具体的な取り組み

- 非常時の連携を平常時から確認できる関係づくり
- 地域における災害時要援護者*への理解促進

期待される役割と担い手のイメージ

期待される役割	担い手
・ 日常的な声かけ、見守り	地域住民
・ 非常時の連携体制づくり ・ 災害時要援護者の把握 ・ 住民主体の災害に備えた活動 ・ 災害に対する知識を広める	集落、民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、地域づくり協議会、関係団体(消防団・自主防災組織・NPO*等)、関連機関(消防・警察・医療機関等)
・ 防災訓練、研修会等への参加	ボランティア
・ 避難行動要支援者*の情報収集 ・ 災害ボランティアセンターとの連携 ・ 災害に備えた防災訓練の実施	行政
・ 災害ボランティアセンターの運営 ・ 関係機関との連携、調整	社会福祉協議会

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
・ 小地域福祉活動推進事業 (49ページ)
・ 若狭町災害ボランティアセンター連絡会運営事業 (50ページ)
・ 広報活動 (51ページ)
・ 共同募金委員会 (51ページ)
・ 居宅介護支援事業 (52ページ)
・ 障がい者相談支援事業 (56ページ)

* 災害ボランティアセンター：大規模災害が起きた際に、災害ボランティアの活動拠点としてボランティアコーディネートを行なう。
 * 若狭町災害ボランティアセンター連絡会：平成26年8月に設立。町内の各関係機関・団体からなる。災害時における迅速かつ確かな対応をするために、平常時より各関係機関・団体等との連携・協力の促進を図り、体制づくりを行なう。
 * 災害時要援護者：高齢者や障がい者、乳幼児・妊婦等、平常時の防災活動および災害発生時の避難等にとくに支援を要する者。
 * 避難行動要支援者：高齢者や障がい者、乳幼児・妊婦等の要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者で迅速な避難の確保にとくに支援を要する者。
 * NPO(法人)：Non-profit Organization(ノンプロフィット オーガニゼーション)の略で、民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行なっている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

第 II 部 若狭町社会福祉協議会がめざすもの (発展強化計画)

社会福祉法人若狭町社会福祉協議会

第 3 次発展強化計画

各事業 5 年間の方向性

- 若狭町社協の使命
- 若狭町社協がめざすもの(組織理念)
- 若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと(スローガン)
- 目指すべき5年間の方向性
- 若狭町社協の体制
- 法人本部運営事業
- 地域福祉事業
- 通所介護
- 居宅介護支援
- 訪問介護
- 訪問看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 特別養護老人ホーム 高齢者ショートステイ
- グループホーム
- 障がい者デイサービス
- 障がい者ケアホーム
- 障がい者相談支援センター
- コミュニティカフェ
- 食事サービス



社会福祉協議会がめざすもの

はじめに

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づき設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。

若狭町社協は、住民主体の地域福祉活動の推進を基本として、支えあう地域づくりを推進するためにさまざまな事業を実施しています。また同時に、町内に足りないサービスや支援についても必要な人に支援が届くよう介護保険をはじめさまざまなサービスを展開しています。

時代の変化や人口減少により、地域における支え合いが徐々に衰退し、その影響は社会的に弱い人たちの日常生活を中心に広がってきています。

また、近年各地で発生している災害の例では、地域のつながり（地域の福祉力）が災害発生時の被害軽減に大きく影響すると言われております。

このような現実に対し、若狭町社協では希望ある未来に向け**“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり”**を理念とした第3次若狭町地域福祉活動計画を推し進める必要があります。

そこで、第3次の発展強化計画では、計画の目標を達成するための組織基盤の整備や健全な法人経営を維持するための事業推進体制の強化、財源確保、職員の資質向上などに関する取り組みを明確にし、明らかになった課題の解決を中心に若狭町社協が確実に地域福祉を推進し、地域住民から信頼される組織となるため、一丸となって取り組むべき内容について示します。

若狭町社協の使命

理想のふくしを追求します

使命に込めた想い

住民のみなさんと一緒に理想とする“ふくしのまち”を探求し、創造することが社協の究極の使命であると考えます。

若狭町社協がめざすもの（組織理念）

1. 私たちは、地域と共に歩みます
2. 私たちは、希望ある未来への礎となります
3. 私たちは、信頼され愛され続けるためにたゆみない努力と挑戦を続けます

組織理念に込めた想い

地域福祉活動の原点は地域住民の参加にあります。若狭町社協は、その原点を見つめなおし、住民ひとりひとりの力がつながり、大きな輪になるよう活動を支援していきます。そこには住民からの信頼は欠かすことができないと考え、身近な存在としていつでも寄り添いながら、温もりのあるサービスを届けます。また、常に社協は努力と挑戦を続け、地域福祉活動の推進に向けて妥協することなく将来展望を持ちながら前進し、しっかりと足取りで福祉の土壌を築きます。

若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと（スローガン）

若狭町社協スローガン **声をかたちに**

スローガンに込めた想い

声という無形のものをカタチにしていくこと。その“声”こそが住民の願いであり期待されていることであると私たちは考えています。それらに対しカタチ（結果）を残していきたいという社協の前向きな思いがそこにはあります。

地域福祉活動計画は、まさに住民の声をカタチにしていく取り組みだと私たちは考えています。決して社協が中心になるのではなく、住民ひとりひとりが真ん中で、自らが取り組めるような地域福祉活動を推進していくために、私たちは全力を尽くします。

■ 目指すべき5年間の方向性

経営理念や第3次若狭町地域福祉活動計画をふまえた具体的な活動を推進するため、重点課題として3つの目標を設定し、計画期間内の達成を目指します。

1. 住民主体による地域福祉活動の推進

集落や地区を単位として、日常生活の中で支え合い等の活動が維持発展できるよう支援体制を強化していきます。また活動の輪を広げ、みんなで地域福祉活動が推進できるように、理解促進や人材の発掘・育成を行ないます。

行政や関係機関・団体等と連携を強化することで、地域福祉とまちづくりの方向性をしっかりと合わせ、住民主体の活動を推進します。

地域住民と福祉・健康・医療サービスが一体となって福祉を推進できる体制づくりを目指し、ネットワークづくりに取り組みます。

2. 地域の福祉ニーズに基づく利用者本位の福祉サービスの実現

地域社会において自立した生活ができるよう、各事業が連携を深めることで、利用者のニーズを包括的に把握し支援します。

福祉サービスの向上を図るために、事業内容の見直しとスケールメリット*を最大限に活かした、特色あるサービスを広く住民に提供します。

3. 組織体制の強化

福祉推進の担い手として、時代の変化に対応できる「人づくり」「組織づくり」を推進し、福祉人材の育成に努めます。

安定した人員確保のために、計画的な職員採用や長期的な職員育成の研修体系の充実を図ります。

社協としての公益性や非営利性等の特性をふまえながら、各事業の運営に必要な資金量を適正に把握し、費用対効果*の視点から事業の検証を実施することで、健全経営に努めます。

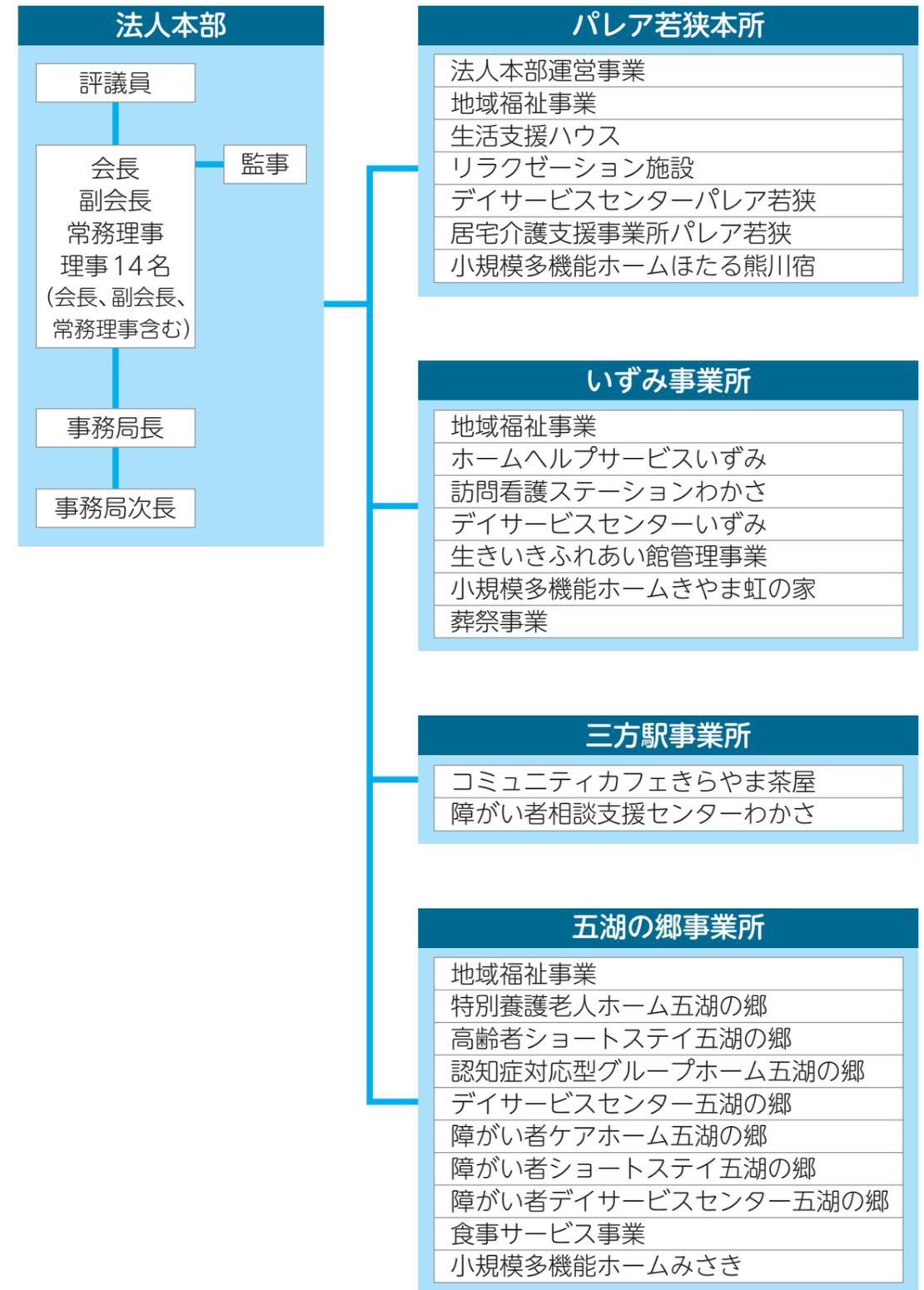
地域福祉事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために、社協会員制度の理解促進に努めます。

* スケールメリット：規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

* 費用対効果：かけた費用に対して、どのくらい効果があるかをいう。

■ 若狭町社協の体制

組織図



■ 法人本部運営事業

現状と課題

人材確保については、年度の途中で退職する職員が多く、募集をしても十分に補充ができていません。中途採用が多いため職員年齢構成にも偏りがあり20歳代が少ないのが現状です。離職者を減らし定着率を上げるためには魅力ある職場づくりが必要となっています。

また、安定した財源確保について収入面は、補助委託金、介護保険、障害福祉サービスの実績は町や国の財政状況により不安定な状況となっており、既存事業の見直しが必要となっています。一方、支出面は、施設や設備の老朽化による修繕が常に必要となっています。

5年間の方向性

◆ 人材確保について

- 計画的な定期採用の実施
- 福祉の担い手づくりのための介護や福祉に対する理解者情報の収集
- 職員研修制度や資格取得支援制度の導入によるキャリアパス制度*の充実
- 実習やインターンシップ*の受け入れ体制の整備
- 仕事と私生活が両立できる働きやすい職場環境の整備
- メンタルヘルス*の充実
- 法人のイメージアップに取り組む

◆ 安定した財源確保について

- 新規利用者の確保を目指した既存事業の現状分析と対策の検討
- 既存施設を維持管理するための中長期的な修繕計画の作成と、積極的な修繕積立の実施
- 複合施設の特性を活かしニーズに応じた新たなサービスの検討

※ キャリアパス制度：「職歴の経路」であり、法人における職種や役割をどのような道筋であがっていくのかを示したもの。目標達成管理、能力開発、人材育成、教育訓練、能力業績主義賃金などが、総合的に盛り込まれており、経営者は将来の経営展開に見合った人材を体系的に示し、戦力を確保することができると共に、職員個人に対しては、明確な目標を与え、公正な評価を行うことにより人材の活性化を図ることができる。

※ インターンシップ：学生に就業体験の機会を提供する制度。実際に企業に赴かせ、一定期間、職場体験をさせること。

※ メンタルヘルス：心の健康のこと。

■ 地域福祉事業

現状と課題

社協設立以来、住民主体の地域福祉事業を推進していますが、地域福祉への理解はまだ十分に深まっているとは言えません。その要因としては、財源として社協会費と共同募金を活用していますが、サービスが住民の一部を対象としていることや地域福祉活動計画の周知と理解が不十分であること、福祉委員の役割が不明確で委員の資質による差が大きいこと、まちづくりと地域福祉活動は切り離しては考えられませんが、福祉以外の行政との連携がとれていないため一体的な推進ができていないこと等が挙げられます。

また、生活困窮者*等の支援体制も不十分となっており、職員数に対しての業務内容も煩雑となっている現状があります。

しかし、直接的なサービス（福祉バス等）については、質を落とすことなく民間事業所へ移行したり、新たな住民参加型サービス*として充実する部分も出てきています。

5年間の方向性

社協の使命として「新たな支えあい」（共助）*の確立を目指し、住民による地域福祉活動の推進・支援に取り組む。

地域福祉各事業5年間の方向性

◆ 小地域福祉活動推進事業

- 住民が最も身近に感じられる「集落」を基本単位として、小地域福祉活動推進モデル事業等を中心に各集落で策定した集落計画における福祉課題も考慮しながら、住民主体の小地域福祉活動を推進する。また、集落では解決できない課題を地区の課題として取り組んだり、各集落活動の情報共有ができるように、地域づくり協議会等と連携し、地域課題解決のための情報共有および地域の社会資源*発掘・活動の場づくりを推進する。
- 実際に職員が地域へ外向き支援を行なう形（アウトリーチ）を強化し、地域住民とともに地域課題の解決に取り組む。
- 地域包括ケアシステム*の視点を取り入れた町内の各関係機関・団体・福祉関係者・企業等とのネットワークづくりを推進し、個別支援から地域支援へつなげるように新たな取り組みを検討する。

※ 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

※ 住民参加型サービス：自分たちの住む町を自分たちの手で住み続けられるようにしたいという住民の思いを形にしていって住民自身による地域福祉活動。

※ 新たな支えあい（共助）：これからの地域づくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められている。そのためにはさまざまな生活課題について住民ひとりひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくこととする取り組みが必要となる。

※ 社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働。利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの

※ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に受けられることを目指して保険者である市町村が作り上げる地域の自主性や特性を生かした支援体制。

◆ 福祉委員活動推進事業

- 福祉委員が地域福祉活動において中核的な役割を担う人材となるように、若狭町の地域性に合わせた福祉委員の役割を明確化するとともに、資質向上に関する取り組みを強化する。
- 福祉委員が他の福祉関係者・機関等と連携できるように、個人情報保護に関する理解促進と個人情報の取扱いのルールづくりを進めることで活動を支援する。

◆ ボランティアセンター運営事業

ボランティアセンター運営事業

- 住民のボランティア活動を推進、支援するためにボランティアセンターのPRをするとともに特にボランティアコーディネート機能を強化し、ボランティア活動の総合的な窓口として気軽に利用できるようなボランティアセンター運営に取り組む。

若狭町災害ボランティアセンター連絡会運営事業

- 若狭町災害ボランティアセンター連絡会*を軸に、いかなる災害にも迅速かつ的確な対応・支援ができるように、発災時の初動体制および動き方について密に協議し決定する。また、スムーズな災害ボランティアセンター*の設置・運営ができるように、その設置基準や運営に関するルールづくりを行なう。
- 防災訓練等へ参加し、その中で発災時初動体制の確認や災害ボランティアセンターの運営を経験することで人材育成および資質向上につなげる。

* 若狭町災害ボランティアセンター連絡会：平成26年8月に設立。町内の各関係機関・団体からなる。災害時における迅速かつ的確な対応をするために、平常時より各関係機関・団体等との連携・協力の促進を図り、体制づくりを行なう。

* 災害ボランティアセンター：大規模災害が起きた際に、災害ボランティアの活動拠点としてボランティアコーディネートを行なう。

◆ 送迎支援サービス事業

外出支援サービス事業

- 行政と協力し、利用者のニーズを踏まえた送迎方法を検討する。

個人用福祉車両貸出事業

- 住民が利用しやすい貸出方法の見直し（車両、保管場所、周知方法等）を行なう。

◆ 福祉総合相談事業

- 定期的実施している各種相談事業の周知とともに、普段からさまざまな相談に応じる。また、福祉制度や介護サービスだけでなく、相談者に必要な情報を紹介・提供し関係機関や関連団体と共有しながら素早い課題解決に向け取り組む。

◆ 生活困難者支援事業

- 訪問支援に積極的に取り組み、生活困難者*に寄り添いながら、住み慣れた地域で孤立せずに、長く安心して暮らすことができるような支援を行なう。
- 生活困難者の事情や状況等に合わせ、地域住民や関係機関と連携しながら、本事業（福祉サービスを適切に利用できるような援助、金銭管理、貸付、緊急食糧支援等）を行ない、漏れのない支援に努める。
- 地域住民も交えた話し合いの場を積極的に設けることで、生活困難者の早期発見・対応、見守り等ができる体制をつくる。

* 生活困難者：貧困をはじめとする社会生活上の困難（教育や就労の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立する等）も抱える人のこと。

◆ 広報活動

- より多くの地域住民の目にふれ、手にとってもらえるように、社協だよりやパンフレットの配布場所を商業施設に広げるとともに、掲載内容の見直しを行なう。
- 旬な情報や最新の情報を発信するために、ホームページやSNS*の更新を随時行なう。
- 地域住民の福祉に対する関心と理解促進のため、サロンやイベント等、人が集まる場での広報や啓発活動を強化する。

* SNS：Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のwebサイトおよびネットサービス

◆ 共同募金委員会

- 全国的には寄付意識が高まり寄付額も増加傾向にあるが、若狭町の共同募金額は減少し続けている。この現状を踏まえ、共同募金に関する広報・PRを強化し、その使い道についても住民にわかりやすく伝える方法を検討し実施する。共同募金の「見える化」を図るとともに、助成団体等と連携を深め、共同募金運動の方法を見直すことで募金額の増加につなげる。
- 住民主体の活動への助成を強化する。

■ 通所介護（デイサービス）

現状と課題

国の方向性としては、増えすぎる通所介護事業所に歯止めをかけるため、小規模デイ*の地域密着型への移行（サテライト化*や小規模多機能型居宅介護への移行）を想定した制度改革等を行ない、機能訓練特化型通所介護*や地域連携拠点としての通所介護の強化を図っています。

町内をみても事業所が増加し、利用者が分散することで3事業所とも利用実績が減少傾向にあります。しかし、開所している曜日によって偏りがあるため人員体制を利用者数に応じて整えたいのですが、柔軟に調整できないのが現状です。

また、事業開始から10年以上が経過し業務が煩雑となっており整理・見直しができているのが現状です。

5年間の方向性

社協という特色を活かし、地域包括ケアシステムを支える中核的な事業所を目指す。また、健全な運営と地域に密着した事業運営、町内のニーズと採算性を考慮した地域密着型通所介護事業（小規模型通所介護）を目指す。

- ※ 小規模デイ：一日の利用定員が18名以下の通所介護（デイサービス）の事。
- ※ サテライト化：運営本体の事業所からさほど遠くない場所に設置できる少し小さめの事業所。
- ※ 機能訓練特化型通所介護：機能訓練、身体介護に重点をおいたサービスを提供する通所介護（デイサービス）の事。

■ 居宅介護支援（ケアマネジャー）

現状と課題

町内では、平成26年度実績で513人（予防122人、介護391人）が給付を受けており、事業所は増加傾向にあります。

地域包括ケアシステムを構築していく中では、介護サービスや保健医療サービスのみならず、インフォーマルサービス*を含めて総合的に提供できるようなケアマネジメント*が必要となります。その中心的役割を果たす居宅介護支援事業所は、主任介護支援専門員*を配置して質の向上を図ることが求められています。

5年間の方向性

- 主任介護支援専門員の配置
- 介護支援専門員の資質向上（相談窓口としての役割）
- 地域福祉事業、小規模多機能ホーム、障がい者相談支援センターとの連携強化

- ※ インフォーマルサービス：行政や専門機関など正式な制度に基づいた支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない支援のこと。
- ※ (居宅介護支援における) ケアマネジメント：医療や福祉サービスを必要とする利用者と、介護サービスの提供事業者との間に入り、様々なサービスの中から最も効果的かつ適切なサービスを提案し、サービスの調整を行なうこと。
- ※ 介護支援専門員：ケアマネジャー。ケアマネジメントを行う専門職で、要介護認定を受けた利用者に合わせて介護保険サービスやインフォーマルサービスを組み合わせ必要な支援の調整を行う。利用者の権利の尊重・公平性・中立性・プライバシー保護の姿勢や倫理観が求められる。

■ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

現状と課題

地域包括ケアシステムの構築には、在宅における24時間フルサービスの体制構築が必要で平成27年4月からの報酬単価*改定は、国の目指す地域包括ケアシステムの構築を意識したものとなっています。

訪問介護のサービス内容は、軽度な支援（買い物等）が中心となっていると言われており、全国平均で介護予防の利用者は全体で約27%（平成25年4月末統計データ。地域によっては30%強あるいはそれ以上。）で、そのうち57%が利用している訪問介護と通所介護が、介護保険の本体給付から外れることとなります。

また、若狭町周辺事業所を見ても、どの事業所も人材不足が続いている一方で、サービスの需要は伸びています。

5年間の方向性

訪問看護をはじめ他部署との連携を強化し、中重度者の在宅の限界値を高められるサービスの提供を目指す。

- ※ 報酬単価：介護保険が適用される介護サービスにおいて、そのサービスを提供した事業所に対価として支払われる報酬のこと。つまりサービスの料金。利用者の要介護度やサービスにかかる時間別に単価が定められている。利用者負担はそのうち1割もしくは2割であり、残りの9割、8割は保険者である市町村に請求され、保険料と公費で賄う介護保険から支払われる。

■ 訪問看護

現状と課題

地域包括ケアシステムの構築には、在宅における24時間フルサービスの体制構築が必要で平成27年4月からの報酬単価改定は、国の目指す地域包括ケアシステムの構築を意識したものとなっています。

また、平成29年度の医療介護同時制度改革により、今後在宅医療の重要性が高くなることが予想されています。しかし、若狭町社協の訪問看護について24時間体制は求める声は大きく、土日祝日のニーズも高いが、現状は営業できていません。

5年間の方向性

訪問介護をはじめとする他部署との連携を強化し、在宅の限界値を高められるサービスの提供を目指す。

■ 小規模多機能型居宅介護

現状と課題

現状の制度の中では収益率は低く、泊りのニーズ全てに対応できるだけの職員配置ができていないのが現状です。また、制度上の理想は訪問・通い・泊りを組み合わせて、地域の中を特別養護老人ホームのように運営することになっていますが、事業所によっては、泊りを制限したり、ショートステイの希望者への対応ができなかったりして、契約解除となるケースもあります。

若狭町社協では現在3つの事業所を運営していますが、事業所間での連携が十分にとれていないことも課題となっています。

5年間の方向性

3つの事業所が連携し、地域の中の福祉拠点として地域の利用者ニーズに合わせた臨機応変な対応ができる施設を目指す。

■ 特別養護老人ホーム・高齢者ショートステイ

現状と課題

地域福祉推進拠点施設の中の地域密着型特別養護老人ホームとして、開設以来、事業を運営していますが、地域の関係機関や住民との交流が十分できているとは言い難い状況となっています。また、ユニット*型の施設となっていますが、十分なユニットケアが実践できておらず、入居者が自立した生活を送れていないのが現状です。

特別養護老人ホームの待機者は多く、また平成27年4月の制度改正や入所判定基準の見直しもあり、入所者の平均介護度は年々高まっています。一方で全国的に福祉に従事する介護職員、看護職員の人材が不足しており、若狭町社協においても不足状態が続いています。

短期入所生活介護(高齢者ショートステイ)については、単独型での運営を実施していますが、稼働率がそれほど高くなく、施設を有効活用できていません。

5年間の方向性

地域福祉推進拠点の特別養護老人ホームとして、また、社協が運営する特養として特色を活かし、老後の生活の場として引っ越したくなるような施設を目指す。

*ユニット：10人程度をひとつのグループとして生活する場のこと。今までの施設は4人部屋などの複数人部屋で数十人での集団生活をする場だった。

■ グループホーム

現状と課題

施設の効率的活用と中重度者への対応強化のため特別養護老人ホームの対象者を要介護3以上となっています。要介護1および2については、在宅サービスでの対応と居宅系入所施設である認知症グループホーム等による対応が期待されています。

利用料が特養に比べて高額(要介護5以外)であり、グループホーム五湖の郷の待機者は10人未満(平成27年9月現在)となっています。

また、認知症以外の疾病等による重度化が進んでいますが、制度上は、看護職員の常駐が必須でないため、たんの吸引や胃ろう等への対応について、あまり重点が置かれていません。

5年間の方向性

- 地域における認知症理解促進の中核的役割を果たす
- 地域のニーズに応じた施設運営の検討

■ 障がい者デイサービス

現状と課題

障がい者(児)が可能な限り身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設や病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としての機能を果たすことが期待されています。若狭町では、生活介護2か所、日中一時支援事業は3か所の事業所があります。若狭町社協のデイサービスとしては、生活介護と日中一時支援事業の制度の中で運営をしています。

しかし、運営上の課題は山積しています。(毎日利用者等の固定客が多いため、体調不良による実績変動が大きい・知的障がい者と身体障がい者とのサービス内容に区別ができていない・利用者の生産活動に対する工賃支給を目指しているが実施できていない・生活介護の利用者の中にはレベルが高く、就労を含めその他のサービスが望ましいケースもあるなど、個別活動のニーズに差が大きく対応できていない)

また、サマースクール等の開設時は一時的に児童の利用希望者が増加傾向にあり、十分な職員体制をとれずに受入人数を調整して対応しているのが現状です。

5年間の方向性

- 障がいの程度やニーズ(リハビリ・就労等)に応じた支援の強化
- ボランティアの受け入れによる障がい者理解の促進

■ 障がい者ケアホーム

現状と課題

ケアホーム五湖の郷は、開所してから利用者確保が思うように行かず、半分を認知症対応型のグループホームに用途変更した経緯があります。現在も待機者は数名話に聞くと「定員いっぱいになるのか」「対応ができるのか」など課題も多く、拠点を増やすほどではありません。

経営が上手くいっている他法人を見ると拠点を1つ持ち、その周りにグループホームを複数点在させ運営しているところがほとんどで、グループホーム一箇所では採算的には非常に難しい事業となっています。

入居者の中には高齢者の方も生活しており、今後の生活場所を確保する必要がありますが、共同生活するための利用となっておらず、個別の生活をするための利用となっています。

5年間の方向性

外部サービス利用型へ事業形態を変更することで、サービスの質は下げずに効率的な人員配置を目指し、若狭町で課題に挙がっている「余暇支援」を新たな事業として取り組む。

■ 障がい者相談支援センター

現状と課題

障害者相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かく支援し、障害福祉サービス等の利用計画の作成を行なう事業であり、平成27年度からは障害福祉サービスを利用する場合必ずサービス等利用計画を立てることとなりました。

しかし、現在の制度では、複数の専門員を配置することが困難（若狭町社協では専門員1名体制）であり、相談できる相手がいないことや基本的に相談支援の契約者が利用する障害福祉サービスと兼務ができないことから、採算性が低くなっています。

また、相談支援事業に対する認知度が低い等の課題があります。

5年間の方向性

総合相談窓口として、福祉、医療、行政などの関係機関との連携強化

※（障がい者相談支援センターにおける）ケアマネジメント：地域社会の中で複合的なニーズを有する障がい者に対して、総合的かつ継続的なケアを提供する際に、サービス利用者のもつ生活全般にわたるニーズと、公私にわたるさまざまな社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結び付け調整を図りつつ、総合的かつ継続的なサービス供給を確保するための機能。

■ コミュニティカフェ

現状と課題

町内には比較的障害者就労継続支援事業所が多いが充足しているとは言えず、障がい者の就労のための環境づくりと地域の新たな集いの場づくりを目的に、事業開始に先駆け、平成27年4月から三方駅の管理業務を実施しています。

平成28年度からは就労継続支援B型事業所*として立ち上げを予定しており、住民が自然にくつろげる空間作り、地域住民の障がい者への理解と協力に向けて取り組んでいます。

5年間の方向性

平成28年度からの事業開始を目指し、新たな事業として障がい者や地域のニーズに合わせ柔軟に対応することで、障がい者の就労の場・交流の場、そして地域住民の集いの場として地域に根ざした施設運営を目指す。

※ 就労継続支援B型事業所：障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設。現時点で一般企業への就職が困難な障がいをお持ちの方に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与することを目的としている。B型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらい、比較的自由に働ける“非雇用型”である。

■ 食事サービス

現状と課題

通所系、入所系のサービス利用者へ食事を提供しています。また、配食サービスについては、昼食以外の対応が十分でないことや専門で食事を提供する業者の参入もあり、平成27年度からは、現状の配食サービスの目的や機能を満たす民間業者へ事業の移行を図るなど経営改善に取り組んでいます。

しかし、食事サービス単体での経営は非常に厳しく、栄養士や管理栄養士といった有資格者が必要ですが、人材の確保が難しい状況にあります。

5年間の方向性

安心安全な食の提供はもちろん、社協としての食事提供がどうあるべきか見直しを行なうと同時に、新しい食事提供内容も検討を行なう。

資料編

- 1. 第3次若狭町地域福祉活動計画の策定経過
- 2. 各種様式（評価アンケート懇談会シート中学生アンケート）
- 3. 統計でみる若狭町のいま（統計データ）
- 4. 第3次若狭町地域福祉活動計画 策定委員名簿
- 5. 第3次若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 6. 第3次若狭町社協地域福祉活動計画プロジェクト委員名簿



資料編

第3次若狭町地域福祉活動計画策定経過

(1) 策定委員会およびプロジェクト委員会

策定委員会および社協職員からなるプロジェクト委員会を立ち上げ、3次計画に向けて動きました。

日時	委員会名	内容
平成27年3月17日	地域福祉活動計画策定事前会議	・策定スケジュールについて
平成27年4月22日	第1回プロジェクト委員会	・2次計画の評価方法について
平成27年5月11日	第2回プロジェクト委員会	・2次計画の評価方法について
平成27年5月27日	第3回プロジェクト委員会	・2次計画の評価方法について ・福祉懇談会（ニーズ調査）について
平成27年6月30日	第1回策定委員会	・委員委嘱 ・委員長、副委員長選出 ・策定方針、スケジュールについて
平成27年10月5日	第4回プロジェクト委員会	・2次計画の評価結果について ・関係機関や団体への評価やニーズ聞き取り調査について ・福祉懇談会結果課題整理について
平成27年10月21日	第5回プロジェクト委員会	・2次計画評価結果の確認 ・3次計画基本目標【案】について
平成27年11月10日	第6回プロジェクト委員会	・3次計画基本理念【案】と基本目標【案】について ・基本目標に基づく取り組み内容【案】について
平成27年11月16日	第2回策定委員会	・2次計画の評価結果について ・3次計画におけるニーズと課題について ・基本理念【案】と基本目標【案】について
平成27年11月19日	第7回プロジェクト委員会	・3次計画基本理念【案】と基本目標【案】について
平成27年11月26日	第8回プロジェクト委員会	・基本目標に基づく取り組み内容【案】について
平成27年12月7日	第9回プロジェクト委員会	・基本目標に基づく取り組み内容【案】について ・計画骨子【案】について
平成27年12月15日	第3回策定委員会	・基本理念について ・基本目標における取り組み内容【案】について ・今後のスケジュールについて

日時	委員会名	内容
平成27年12月21日	第10回プロジェクト委員会	・3回策定委員会を受けての検討 ・基本目標に基づく取り組み内容【案】について ・計画骨子【案】について
平成28年1月12日	第11回プロジェクト委員会	・基本目標に基づく具体的な取り組み【案】の整理・担い手の整理について
平成28年1月14日	第12回プロジェクト委員会	・基本目標に基づく具体的な取り組みの整理、担い手の整理について ・統計データについて
平成28年1月21日	第13回プロジェクト委員会	・基本目標に基づく具体的な取り組みの整理、担い手の整理について ・統計データについて ・社協発展強化計画【案】との整合性について
平成28年1月26日	第4回策定委員会	・計画骨子【案】について ・基本目標における具体的な取り組みおよび担い手とその役割について
平成28年1月28日	第14回プロジェクト委員会	・第4回策定委員会を受けての検討 ・素案作成について ・素案作成における役割分担について
平成28年2月4日	第15回プロジェクト委員会	・素案作成、確認について
平成28年2月12日	第16回プロジェクト委員会	・素案確認について
平成28年2月16日	第17回プロジェクト委員会	・素案確認について
平成28年2月19日	第18回プロジェクト委員会	・素案確認について
平成28年2月23日	第19回プロジェクト委員会	・素案確認について ・冊子配布先について
平成28年2月29日	第20回プロジェクト委員会	・素案確認について ・統計データについて
平成28年3月17日	第21回プロジェクト委員会	・素案確認について ・冊子およびダイジェスト版について
平成28年3月22日	第22回プロジェクト委員会	・素案確認について ・冊子およびダイジェスト版について
平成28年3月28日	第23回プロジェクト委員会	・発展強化計画について
平成28年4月6日	第24回プロジェクト委員会	・ダイジェスト版について
平成28年4月13日	第25回プロジェクト委員会	・ダイジェスト版について
平成28年6月7日	第26回プロジェクト委員会	・冊子およびダイジェスト版について

(2) 福祉懇談会およびニーズ調査実施日

3次計画を策定するにあたって、各地区地域づくり協議会等と連携しながら福祉懇談会やアンケートを実施しました。また、将来を担う中学生の意見もアンケート等の実施で聞き取りました。

日 時	懇談会実施場所等	内 容
平成27年6月9日	鳥羽地区支え合い連絡会全体会	鳥羽を考える会(地域づくり協議会)健康福祉部会主催。民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等による現状・課題についての懇談を実施。
平成27年6月18日	熊川地区福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年6月23日	野木地区福祉懇談会	野木地区地域づくり協議会地域福祉部会主催。民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年6月27日	瓜生地区ささえあい全体会	瓜生地区地域づくり協議会地域福祉部会主催。民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等による現状・課題についての懇談を実施。
平成27年7月2日	三宅地区福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年7月7日	三十三地区福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年7月28日	気山地区福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年9月7日	梅の里地域福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年9月10日	西浦地域福祉懇談会	民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等を対象に現状・課題について懇談を実施。
平成27年10月8日～14日	三方地区現状把握およびニーズ把握のためのアンケート実施	三方地区の区長・民生委員児童委員・福祉委員・老人家庭相談員を対象に実施
平成27年10月19日	明倫福祉支え合い会	明倫地域づくり協議会明倫福祉地域支え合い会の中で懇談を実施。
平成27年11月13日	三方中学校子ども議会傍聴	三方中学校の生徒の地域に対する思いを聞く。
平成27年11月中	上中中学校へアンケート実施	上中中学校の生徒対象に、町の福祉の現状や希望についてのアンケートを実施。

■ 各種様式

(1) 2次計画評価アンケート(外部用)

取り組み内容①：新たな発信と伝達手段への取り組み

人それぞれ、また時と場合により必要とする情報はさまざまであり、その情報を的確に伝えるためには、今まで以上に幅広く情報を取得してもらえるような、新たな発信方法と伝達手段を模索していく必要があります。

(具体的な取り組み)

- ・公用車を活用した情報の発信
- ・有線放送などメディアの有効活用
- ・住民が集う場等へ出向いての情報提供

(期待される役割)

住民同士が互いに情報の共有

- ア. 計画どおりに達成している、あるいは大いに実感できている。…………… 5点
- イ. 概ね計画通りに達成している、あるいは概ね実感できている。…………… 4点
- ウ. 達成しつつあるが若干の見直しが必要、あるいはある程度実感できている。…………… 3点
- エ. あまり達成できていない、あるいはあまり実感できていない…………… 2点
- オ. 達成できていない、あるいは実感できていない。…………… 1点



2次計画における4つの基本目標に対する15の取り組み内容ごとに5段階評価で評価いただきました。また、それぞれについてご意見を書き込めるように意見欄を設けました。

計画の概要

計画評価

計画の推進

若狭町のすがた

実施計画

発展強化計画

資料編

計画の概要

計画評価

計画の推進

若狭町のすがた

実施計画

発展強化計画

資料編

計画の概要
計画評価
計画の推進
若狭町のすがた
実施計画
発展強化計画
資料編

計画の概要
計画評価
計画の推進
若狭町のすがた
実施計画
発展強化計画
資料編

■ 統計でみる若狭町のいま

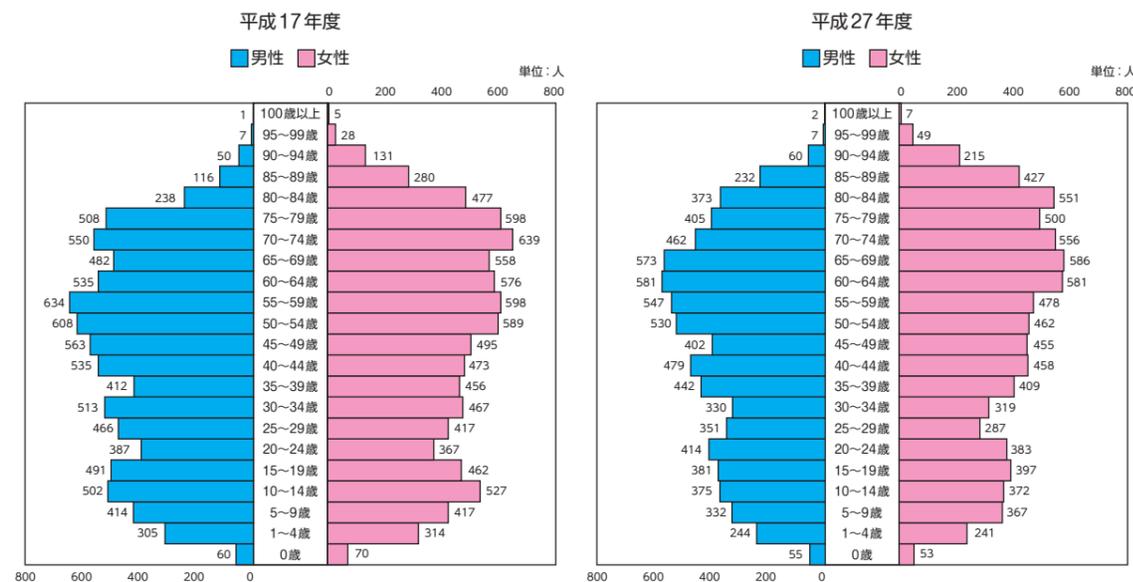
全国的に少子高齢化が進行しています。高齢化人口（65歳～）が総人口に占める割合を高齢化率と言いますが、若狭町においては、平成22年の時点で30%を越え、「超高齢化社会」とよばれる高齢化率21%を大きく上回っています。今後も少子高齢化は進んでいく見込みとなっています。

(1) 人口

① 若狭町の人口推移

本町の総人口は減少の一途をたどっています。H27年には15,730人、平成17年の17,321人と比較すると10年で1,591人の減少となっています。

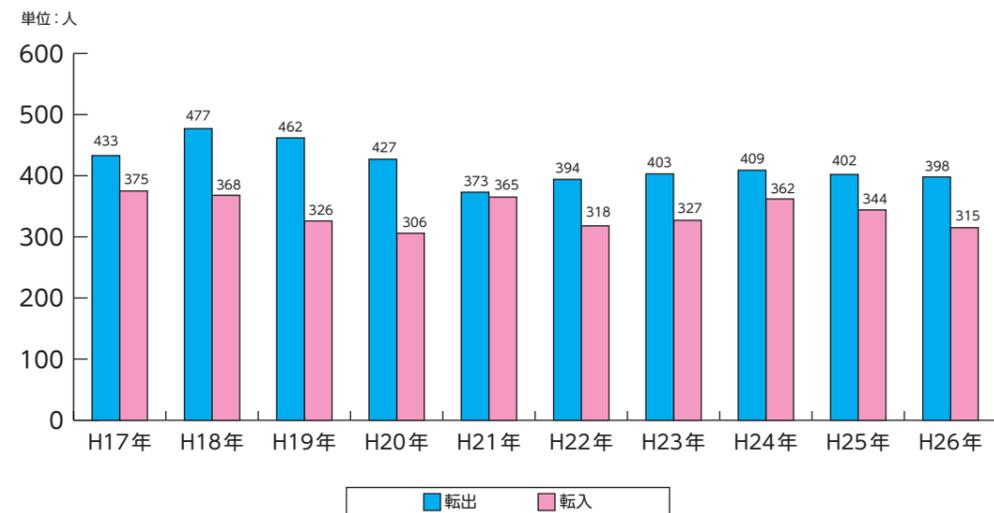
若狭町年代別人口ピラミッドグラフ



② 若狭町の人口転出・転入推移

ここ10年は、転出数が転入数を上回っています。

若狭町の人口転出・転入

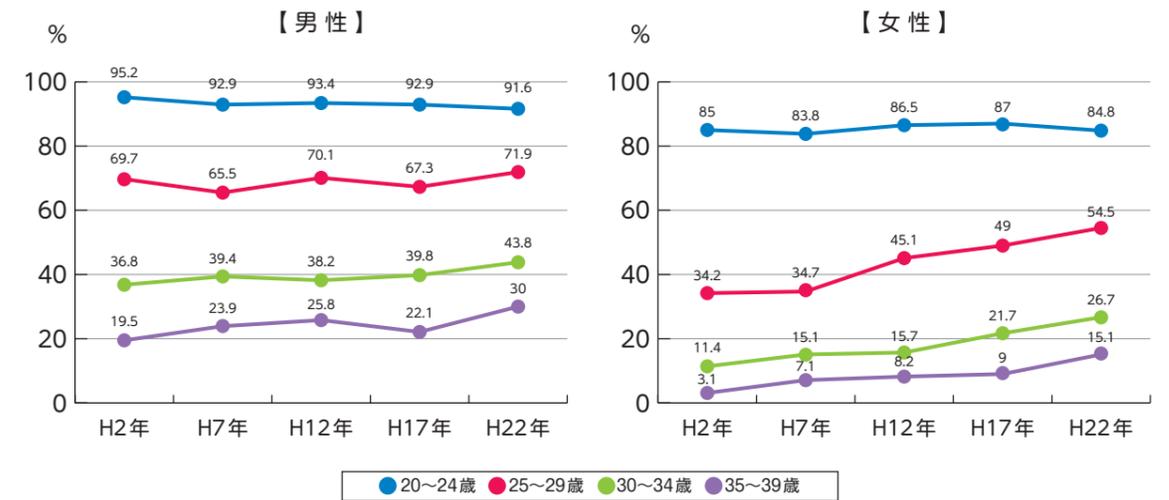


(2) 結婚・子ども・子育ての状況

① 若狭町の未婚率

男性の25～39歳については、平成2年から増減を繰り返していますが、平成17年では増加に転じています。女性の25～39歳は増加傾向にあり、特に25～29歳については平成17年より大幅に増加しています。

未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

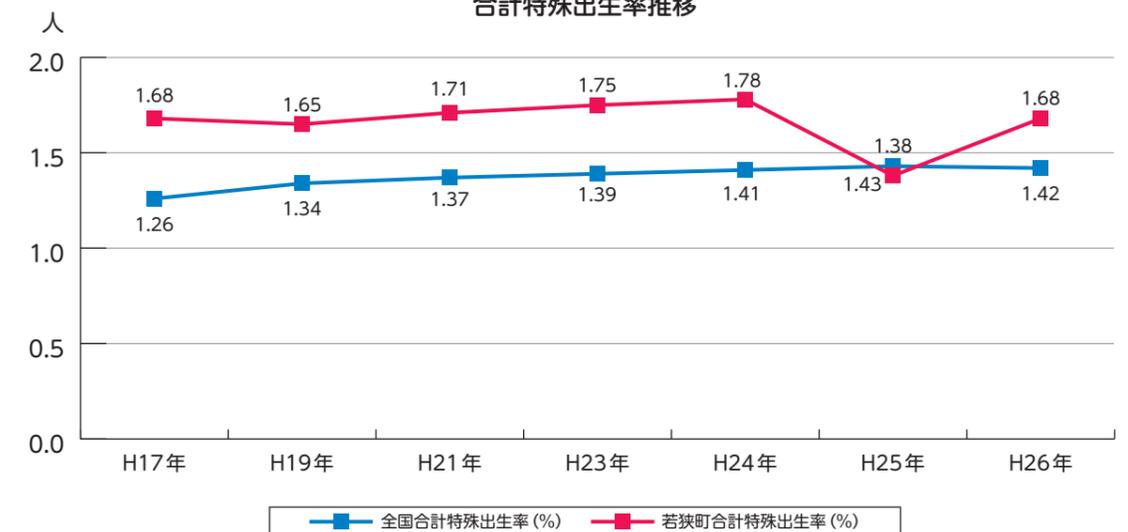


資料：ふるさと輝き子育てプラン

② 若狭町の合計特殊出生率*推移

全国的に合計特殊出生率は上昇傾向にあります。若狭町でも同じ統計となっていますが、出生数としては減少しています。

合計特殊出生率推移

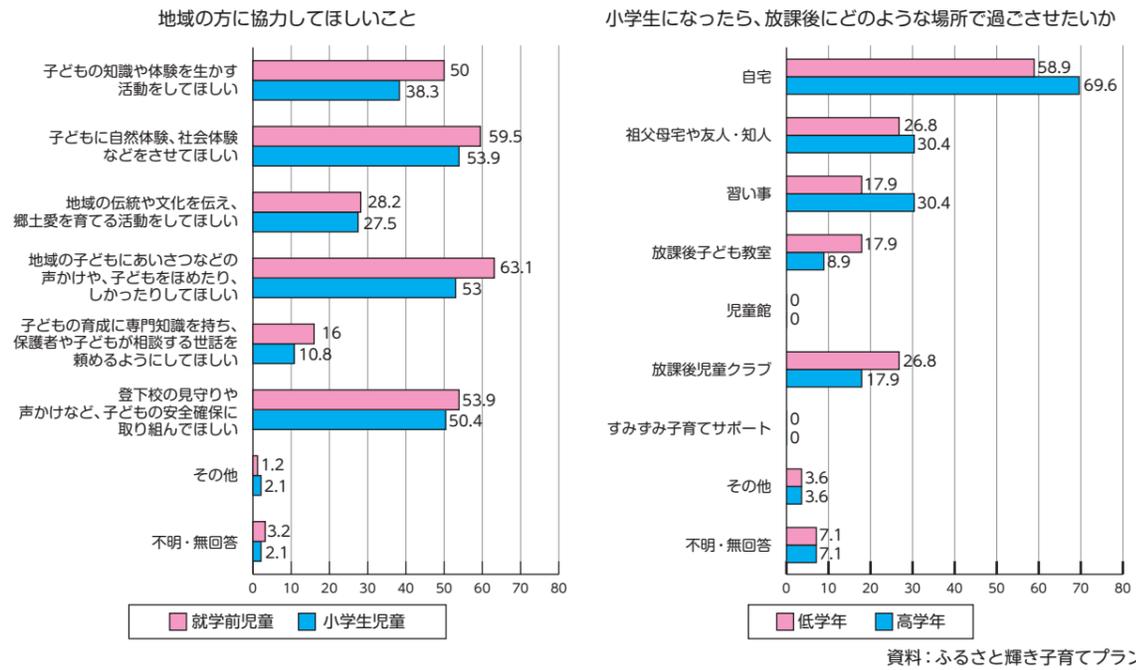


* 合計特殊出生率：年齢別の出生率を特殊出生率といい、それを合計したものを合計特殊出生率という。合計特殊出生率はその年齢の女性が産んだ子どもの数を、各歳の女性人口（15～49歳の合計）で除して算出され、1人の女性が生涯で生む子どもの数の目安になります。

③ 放課後における児童の過ごし方

「安全に過ごしてほしい」「安心して働きたい」という保護者の思いから、地域の方の協力・関わり方が今後の課題となっています。

家族や保護者の思い



(3) 高齢者・障がい者の状況

① 介護保険認定者数の推移

認定者数は増加しており、要介護状態になっても自宅での生活を続けていくためにサービスの充実が求められています。

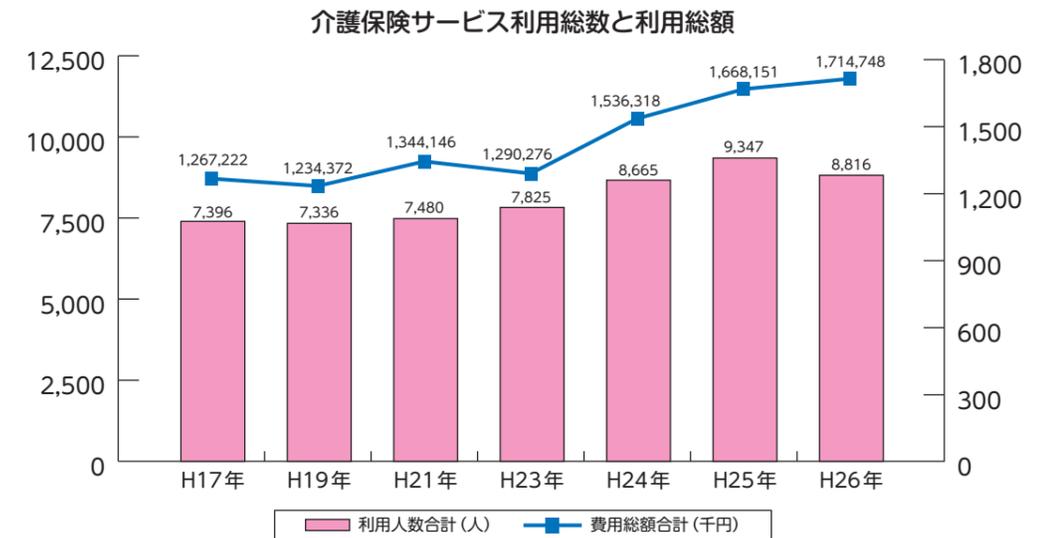
介護保険認定者数の推移



介護度	認定の基準
要支援1	日常生活はほぼ自力でできるが、要介護状態の予防の為に支援が必要な状態。
要支援2	日常生活の支援は必要であるが、要介護には至っていない状態。
要介護1	立ち上がりや歩行などに不安定さが見られる状態。日常生活に部分的な介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要な状態。排泄や入浴にも一部または全面的な介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行、排泄、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介助が必要な状態。
要介護4	日常生活全般に介助が必要な状態。介護なしでは日常生活が困難。
要介護5	生活全波に全面的な介助が必要な状態。意思の伝達が出来ない場合が多い。介護なしでは日常生活がほとんど不可能。

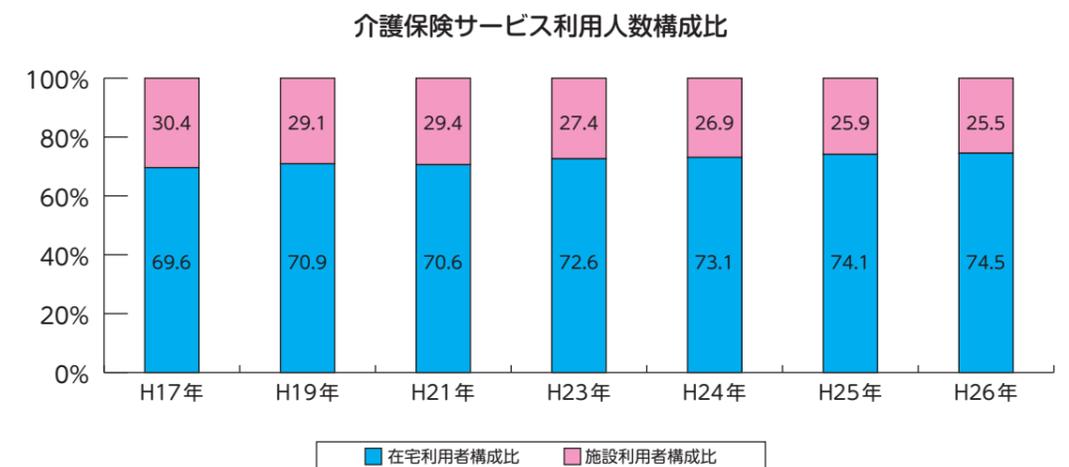
② 介護保険サービス利用総数と利用総額

サービスの利用総数に比べ、利用総額の増加が大きく現れています。施設サービスや介護保険事業所が増え、在宅で受けることのできるサービスが多様化していることが背景にあります。



③ 介護保険サービス利用人数構成比

施設サービスは常に満床状態となっており、利用人数の構成比は変化がみられません。

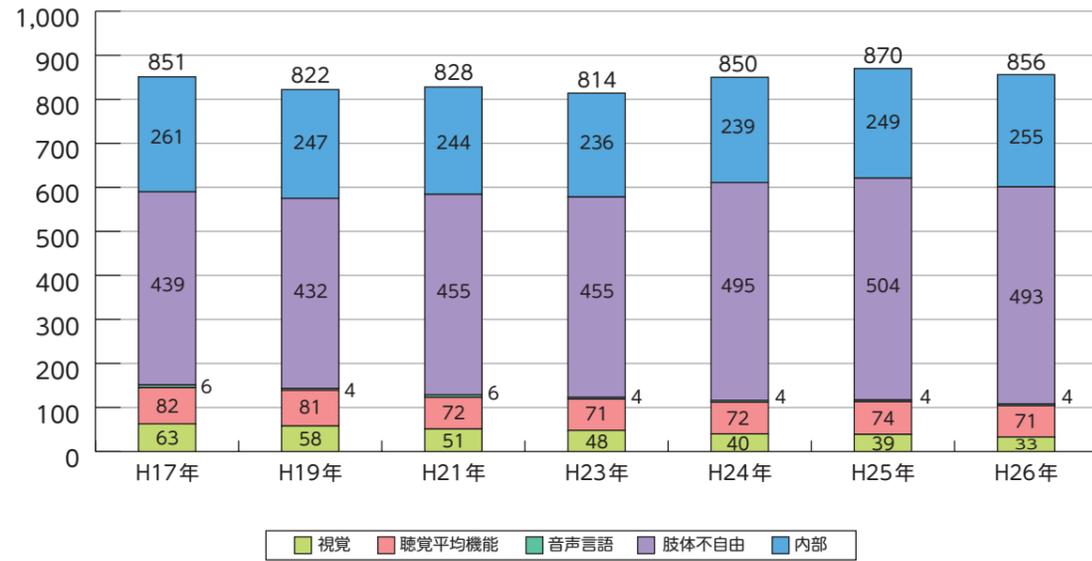


④ 若狭町の障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳はこの10年でほぼ変化はありませんが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳については、いずれも緩やかに増加しています。その中でも、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「18歳以上」で増加傾向にあります。

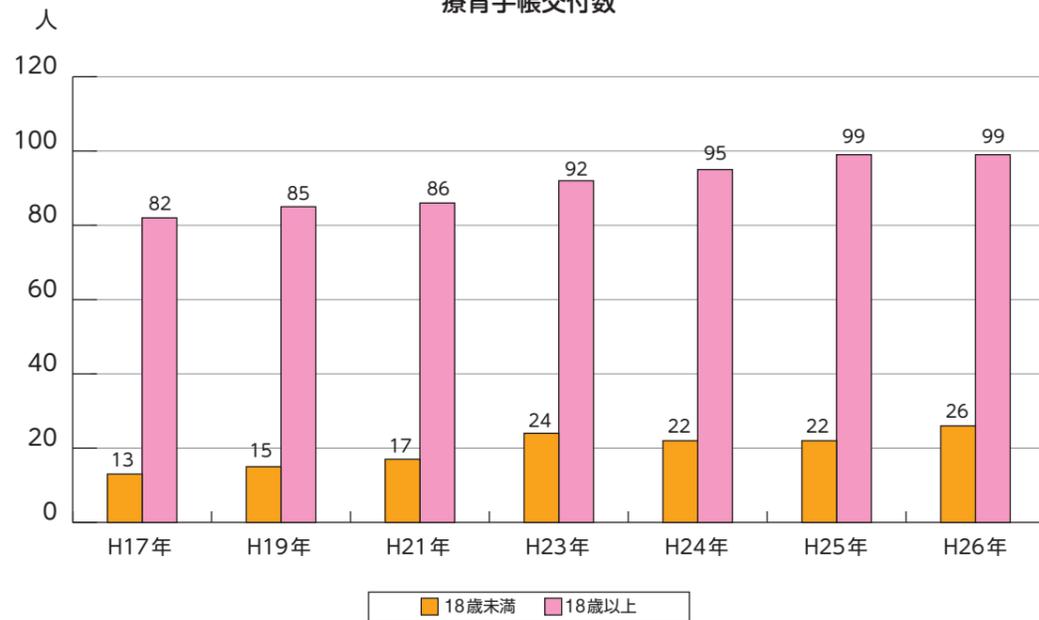
● 身体障害者手帳

身体障害者手帳種別交付数



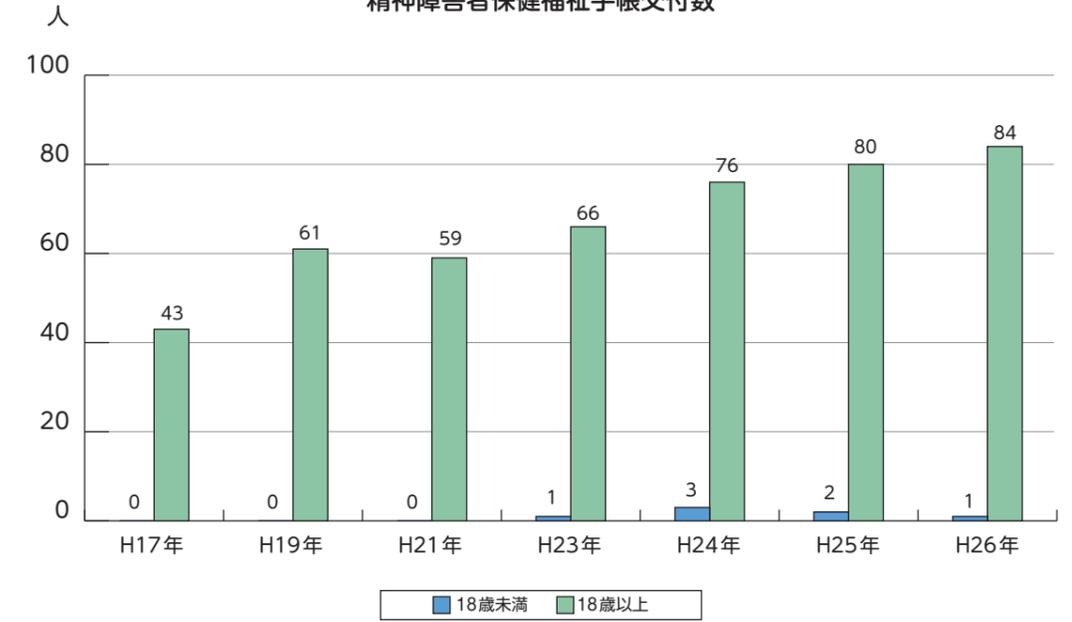
● 療育手帳

療育手帳交付数



● 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付数



計画の概要
計画評価
計画の推進
若狭町のすがた
実施計画
発展強化計画
資料編

第3次若狭町地域福祉活動計画 策定委員名簿

	選出区分	氏名	所属
1	議会	松本 孝雄	若狭町議会 教育厚生常任委員
2	学識経験者	永井 裕子	福井県立大学 看護福祉学部社会福祉学科助教
3	行政	小堀 勝弘	若狭町役場福祉課 課長
4		森川 克己	若狭町役場政策推進課 課長
5	学校	清水 博之	教頭会代表
6	民生委員児童委員協議会	松井登美夫	若狭町民生委員児童委員協議会 副会長
7	福祉委員	竹内 紀代	藤井区福祉委員
8	ボランティア	小堀 美穂	若狭町ボランティアセンター運営委員
9	小地域福祉活動推進組織	竹内 成子	第1期小地域福祉活動推進モデル集落代表
10	若狭町社協	井関 和明	若狭町社会福祉協議会 副会長
11	公募	山田ミチ子	みそみ地域づくり協議会 みまもり部会
12	アドバイザー	杉本 吉弘	福井県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進課課長

【事務局】

氏名	所属	役職
田中 文明	若狭町社会福祉協議会	常務理事(事務局長)
今川 政之		事務局次長
深川 晃		地域福祉事業主任
満田 寛子		地域福祉事業担当

設置要綱

第3次若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人若狭町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は地域福祉活動計画の策定を目的に、第3次若狭町地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の推進に関する事
- (3) 計画の評価に関する事
- (4) その他、地域福祉の推進に関し必要と認められること

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に属する委員15名以内で構成し、社協会長が委嘱する。

- (1) 若狭町社協役員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関
 - (4) ボランティア関係者
 - (5) 公募委員
- 2 策定委員会に委員長および副委員長を1名置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために策定委員会のもとにプロジェクト委員会を設置する。なお、プロジェクト委員会は、社協に属する職員20名以内で構成し、委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 策定委員及びプロジェクト委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

計画の概要
計画評価
計画の推進
若狭町のすがた
実施計画
発展強化計画
資料編

第3次若狭町地域福祉活動計画 プロジェクト委員会名簿

	氏名	所属	備考
1	田中 文明	法人本部 常務理事(事務局長)	発展強化部会
2	今川 政之	法人本部 事務局次長	
3	田辺 隆明	法人本部 法人本部長	
4	清水 武久	法人本部 いずみ事業所長	
5	内藤 利博	法人本部 五湖の郷事業所長	
6	深川 晃	パレア若狭本所 地域福祉事業 主任	地域福祉活動計画部会
7	大野亜里紗	パレア若狭本所 地域福祉事業	
8	宮川 将	パレア若狭本所 地域福祉事業	
9	山本 喜廣	パレア若狭本所 地域福祉事業	
10	大林 和代	パレア若狭本所 居宅介護支援事業所パレア若狭 主任	
11	小堀寿栄子	パレア若狭本所 デイサービスセンターパレア若狭	
12	吉田 幸夫	いずみ事業所 コミュニティカフェ事業 きらやま茶屋	
13	青池 智子	五湖の郷事業所 グループホーム五湖の郷 主任	
14	澤 将之	五湖の郷事業所 障がい者ケアホーム五湖の郷 主任	
15	満田 寛子	パレア若狭本所 地域福祉事業	

計画の概要

計画評価

計画の推進

若狭町のすがた

実施計画

発展強化計画

資料編